

新潟市巻斎場整備基本計画

令和5年7月

新潟市

目次

はじめに	1
第1章 新潟市の概要	2
第2章 新潟市の斎場概要と火葬状況	4
第3章 必要炉数と必要機能	23
第4章 施設整備計画	34
第5章 事業スケジュールと概算事業費	48
資料編	51

はじめに

1 基本計画の目的

新潟市巻斎場（以下、「斎場」という。）は、昭和 43 年の開設から 55 年が経過している。これまで改修工事は実施しているが、大規模改修は行っておらず、老朽化が進んでいる。また、高齢化の進行により、増加が見込まれる火葬需要への対応が困難になることが想定されるため、「新潟市巻斎場整備に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定、検討した結果、現敷地内での建替えにより必要な火葬体制の確保及び市民サービスの維持を図ることとした。

「新潟市巻斎場整備基本計画」（以下、「本計画」という。）は、斎場の整備にあたり、基本構想を具体化し、今後の整備に必要な資料として活用可能な仕様、前提条件を定めることを目的とする。

2 基本計画の位置づけ

本計画は、基本構想で定めた基本的な考え方に基づき、基本方針や必要な機能、規模などの条件を整理し、事業費見込み、全体スケジュールなどを示すことにより、今後基本設計・実施設計を行う中で、より詳細な検討を行う際の指針とする。

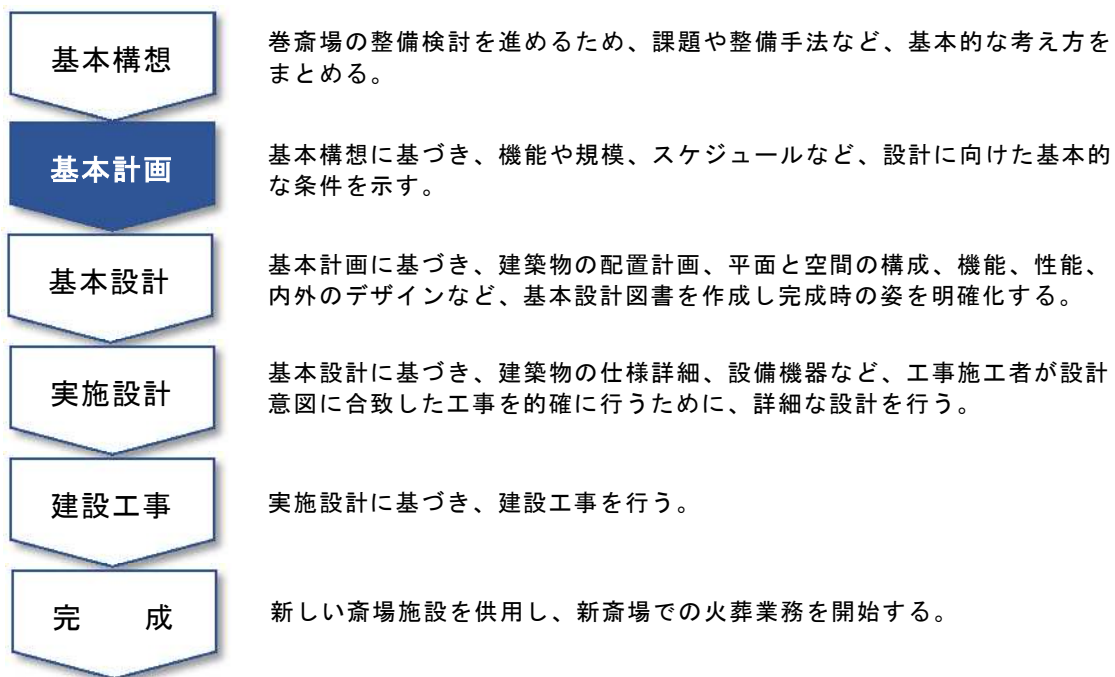


図 1 基本計画の位置づけと斎場整備の流れ

※本計画において、法令等に関する記述には「火葬場」を、計画や施設関係を表記するものには「斎場」と記載してあるが、同じ施設を表す。

第1章 新潟市の概要

1 新潟市各区の人口の推移

住民基本台帳による、平成26(2014)年1月1日から、令和5(2023)年1月1日の各区の人口の推移と減少率を表1に、各区の人口の推移を図2に示す。

平成26(2014)年1月1日から令和5(2023)年1月1日の9年間で、新潟市全体で29,091人の減少となっており、減少率は3.6%であった。

その中で、中央区と西区は人口が増加しており、中央区は2,057人の1.2%増で、西区は1,228人の0.8%増であった。その他の区は全て減少しており、最も減少率が高いのが西蒲区の12.7%の7,692人の減、次いで南区の9.4%の4,372人の減であった。東区は5.7%の減少率であったが、7,909人の減と減少数が最も多かった。

人口減少が進む中でも中央区と西区に人口が集中している。

表1 各区の人口の推移

	平成26(2014)年	令和5(2023)年	増減	増減率
新潟市北区	77,182人	71,238人	-5,944人	-7.7%
新潟市東区	139,373人	131,464人	-7,909人	-5.7%
新潟市中央区	176,698人	178,755人	2,057人	1.2%
新潟市江南区	69,498人	67,766人	-1,732人	-2.5%
新潟市秋葉区	78,430人	73,703人	-4,727人	-6.0%
新潟市南区	46,709人	42,337人	-4,372人	-9.4%
新潟市西区	158,077人	159,305人	1,228人	0.8%
新潟市西蒲区	60,558人	52,866人	-7,692人	-12.7%
新潟市合計	806,525人	777,434人	-29,091人	-3.6%

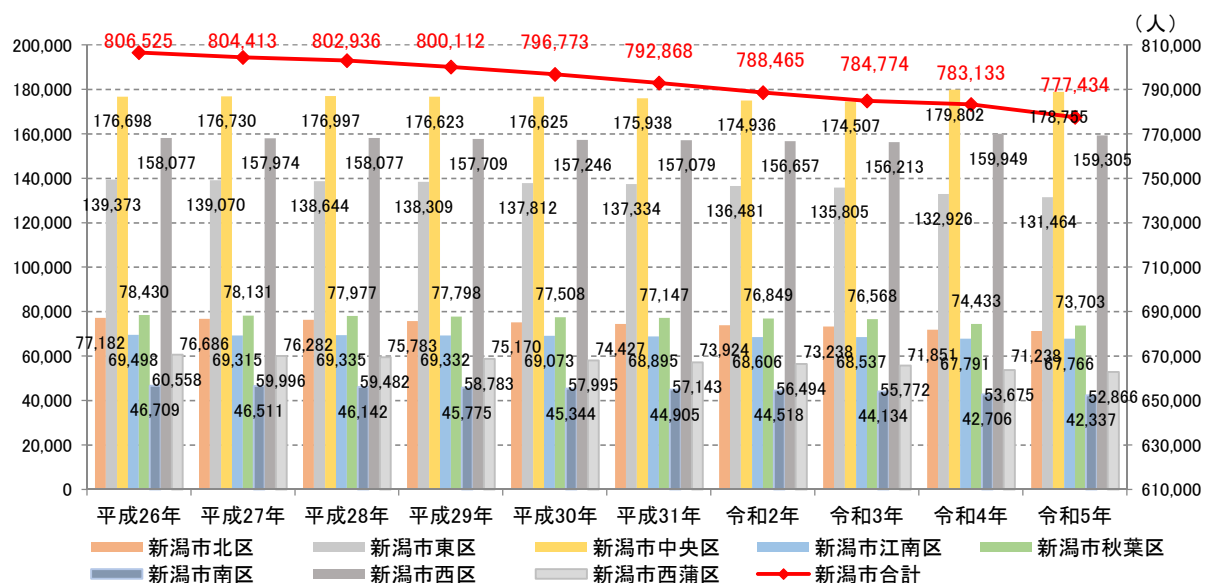


図2 各区の人口の推移 (住民基本台帳より)

2 各区の死亡数の推移

住民基本台帳による、平成 25 (2013) 年から、令和 4 (2022) 年の各区の死亡者数の推移を図 3 に示す。

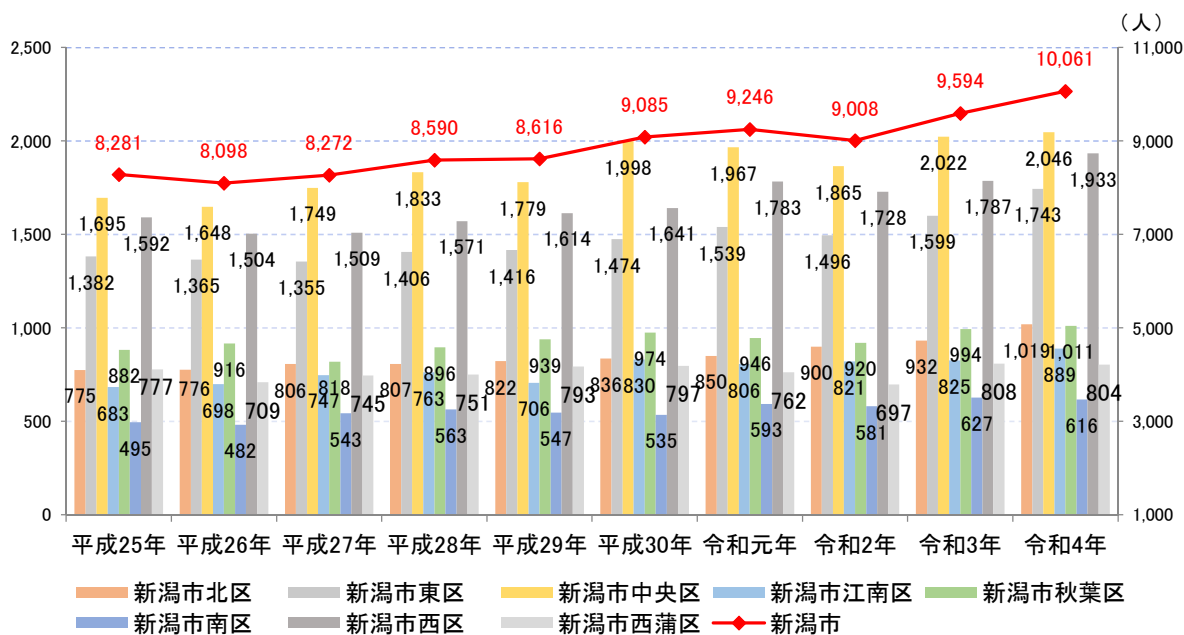


図 3 各区の死亡者数の推移（住民基本台帳より）

年によっては増減があるものの全体的に増加傾向であったが、令和 2 (2020) 年はどの区も減少し、市全体では 9,008 人であった。新型コロナウイルス感染症により外出を控え人との接触を避けた人が多かったこと。常時マスクの着用や手洗い・うがいの実施などにより徹底的な感染症対策が行われたことが、全体の死亡者数の減少につながったものと思われる。その反動と思われ、令和 3 (2021) 年は 9,594 人、令和 4 (2022) 年は 10,061 人と増加している。

第2章 新潟市の斎場概要と火葬状況

1 斎場の整備状況

(1) 斎場の整備状況

新潟市には現在5か所の斎場がある。

合併前は旧新潟市内にある青山斎場の1か所のみであったが、平成17(2005)年の近隣13市町村との合併の際に、旧市町村から引き継いだ斎場が4か所ある。

市内全域にバランスよく配置されている。

表2 新潟市内斎場の住所と対象地域

名称	所在地・電話番号	火葬炉数	対象地区
青山斎場	西区青山1436番地1209 電話：025-266-2370	火葬炉12基 汚物炉1基	旧新潟市、旧黒埼町
新津斎場	秋葉区古田ノ内大野開33番地4 電話：0250-22-0849	火葬炉4基	旧新津市
白根斎場	南区鍋湯638番地1 電話：025-372-3702	火葬炉4基	旧白根市、旧小須戸町、旧味方村、旧月湯村、旧中之口村
亀田斎場	江南区元町5丁目3番4号 電話：025-382-9400	火葬炉3基 汚物炉1基	旧亀田町、旧横越町
巻斎場	西蒲区和納5770番地 電話：0256-72-3342	火葬炉5基	旧岩室村、旧西川町、旧湯東村、旧巻町

※旧豊栄市は阿賀北広域組合阿賀北葬斎場（阿賀野市）を利用



図4 各区の位置図と各斎場の位置

(2) 新潟市内斎場の概要


新潟市内斎場の概要を表3に示す。

表3 市内斎場の概要

青山斎場		
敷地面積	42,437.58 m ² (都市計画決定済)	
延床面積	5,115.80 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 (一部2階建て)	
火葬炉	火葬炉12基、汚物炉1基 使用燃料：都市ガス	
主な諸室	エントランスホール、告別室4室、収骨室4室、 炉前ホール、式場、待合ラウンジ、待合室(和室 6室、洋室1室)、インナーガーデン2、売店	
開設年月	平成7(1995)年7月	
新津斎場		
敷地面積	2,266 m ²	
延床面積	725 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 (一部2階建て)	
火葬炉	火葬炉4基 使用燃料：都市ガス	
主な諸室	告別ホール、収骨室(2室)、控室、待合室(3室)、 安置室	
開設年月	昭和55(1980)年6月平成27(2015)年3月大規模改修	
白根斎場		
敷地面積	9,215.22 m ² (都市計画決定済)	
延床面積	1,806.84 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て	
火葬炉	火葬炉4基 使用燃料：都市ガス	
主な諸室	エントランスホール、告別室(2室)、炉前ホール、 収骨室(2室)、待合ロビー、待合室(和室2室、 洋室2室)	
開設年月	平成18(2006)年12月	
亀田斎場		
敷地面積	7,949.71 m ² (都市計画決定済)	
延床面積	1,294.80 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 2階建て	
火葬炉	火葬炉3基、汚物炉1基 使用燃料：灯油	
主な諸室	告別ホール、炉前ホール、収骨室2室、霊安室、 待合ロビー、待合室(3室)	
開設年月	平成5(1993)年1月	
巻斎場		
敷地面積	5795.28 m ²	
延床面積	674.09 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 (一部木造及び2階建て)	
火葬炉	火葬炉5基 (旧3基、新2基) 使用燃料：灯油	
主な諸室	炉前ホール2室・告別ホール・収骨室(2室)・待 合室(5室)・事務室・機械室等	
開設年月	昭和43(1968)年、昭和62(1987)年、平成2(1990)年増改築	

表 4 市民利用の近隣斎場の概要

阿賀北広域組合阿賀北葬斎場（参考）	
敷地面積	9,162.45 m ²
延床面積	2,142.44 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建（一部鉄骨造）
火葬炉	火葬炉 5 基 使用燃焼：灯油
主な諸室	エントランスホール、告別室（2 室）、収骨室（2 室）、炉前ホール、待合ロビー、待合室（和室 1 室、洋室 4 室）
開設年月	平成 25（2013）年 1 月



2 火葬状況

各斎場の過去 5 年間の死体の火葬件数の推移を見てみる。

（1）青山斎場

令和 2（2020）年度までは年間 5,600 件程度で推移していたが、令和 3（2021）年度は 5,845 件、令和 4（2022）年度は 6,311 件と大幅に増加している。

表 5 青山斎場における過去 5 年間の火葬数の推移（件）

年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
12 歳以上の者の死体	市内居住者	5,450	5,460	5,472	5,693	6,132
	市外居住者	178	147	141	144	174
12 歳未満の者の死体	市内居住者	11	11	7	7	4
	市外居住者	3	0	0	1	1
死体件数の合計		5,642	5,618	5,620	5,845	6,311
死産児の死胎	市内居住者	97	72	61	63	56
	市外居住者	10	9	7	4	2

（2）新津斎場

毎年 800 件前後で推移していたが、令和 4（2022）年度は 929 件と増加している。

表 6 新津斎場における過去 5 年間の火葬数の推移（件）

年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
12 歳以上の者の死体	市内居住者	790	767	809	858	909
	市外居住者	21	25	22	28	18
12 歳未満の者の死体	市内居住者	4	1	0	2	2
	市外居住者	1	1	0	0	0
死体件数の合計		816	794	831	888	929
死産児の死胎	市内居住者	3	5	5	3	9
	市外居住者	0	3	3	0	0

(3) 白根斎場

平成 30(2018)年度の件数が少なかったものの、死体の火葬件数は、毎年約 770 件前後で推移していたが、令和 3(2021)年度は 838 件、令和 4(2022)年度は 955 件と大幅に増加している。

表 7 白根斎場における過去 5 年間の火葬数の推移 (件)

年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
12 歳以上 の者の死体	市内居住者	728	768	746	825	928
	市外居住者	9	15	8	12	26
12 歳未満 の者の死体	市内居住者	0	1	1	1	1
	市外居住者	0	0	0	0	0
死体件数の合計		770	737	784	838	955
死産児の 死胎	市内居住者	1	3	2	2	3
	市外居住者	0	1	1	0	1

(4) 亀田斎場

死体の火葬件数は 641~882 件となっており、年度によって増減の幅が大きい。

表 8 亀田斎場における過去 5 年間の火葬数の推移 (件)

年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
12 歳以上 の者の死体	市内居住者	728	675	721	744	865
	市外居住者	11	12	11	12	16
12 歳未満 の者の死体	市内居住者	0	0	0	2	1
	市外居住者	0	0	0	0	0
死体件数の合計		641	739	687	758	882
死産児の 死胎	市内居住者	9	10	8	8	15
	市外居住者	0	0	2	0	0

(5) 巻斎場

死体の火葬件数は、毎年約 600~650 件程度で推移していたが、令和 3(2021)年度は 698 件、令和 4(2022)年度は 717 件と増加している。

表 9 巻斎場における過去 5 年間の火葬数の推移 (件)

年度		平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度
12 歳以上 の者の死体	市内居住者	634	584	606	682	697
	市外居住者	19	10	12	15	19
12 歳未満 の者の死体	市内居住者	2	1	0	1	1
	市外居住者	0	0	0	0	0
死体件数の合計		655	595	618	698	717
死産児の 死胎	市内居住者	4	5	1	2	0
	市外居住者	0	0	0	0	0

(6) 阿賀北葬斎場

死体の火葬件数は、年々増加傾向となっている。

表 10 阿賀北葬斎場における過去5年間の火葬数の推移（件）

年度		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
12歳以上の者の死体	市内居住者	558	593	654	679	683
	市外居住者	—	—	—	—	—
12歳未満の者の死体	市内居住者	0	1	1	0	0
	市外居住者	—	—	—	—	—
死体件数の合計		558	594	655	679	683
死産児の死胎	市内居住者	2	0	5	3	4
	市外居住者	—	—	—	—	—

(7) 全体の火葬実績の推移

死体火葬の5年間の平均では、青山斎場 5,807 件、新津斎場 852 件、白根斎場 814 件、亀田斎場 760 件、巻斎場 657 件、阿賀北葬斎場 634 件で、全体では 9,523 件であった。

どの斎場でも、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度と火葬数が大きく増加している。

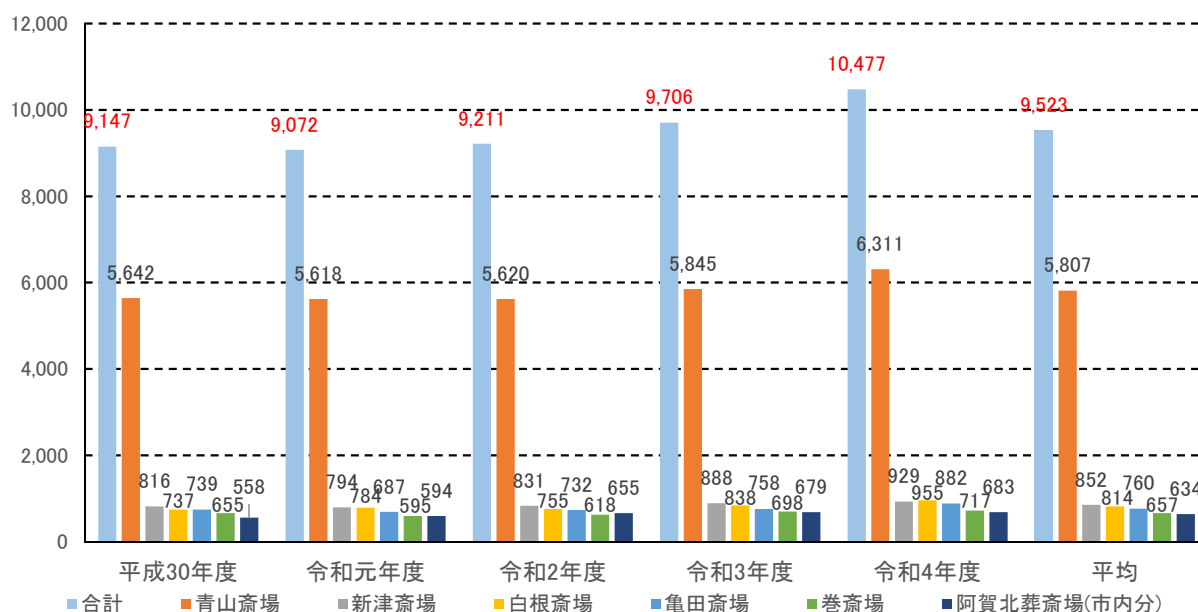


図 5 各斎場での過去5年間の死体火葬について火葬数の推移（件）

死体火葬について各斎場の火葬実績について割合をみると5年間の平均では、青山斎場が61.0%、新津斎場が8.9%、白根斎場が8.5%、亀田斎場が8.0%、巻斎場が6.9%、阿賀北葬斎場が6.7%であった。

5年間の推移をみると青山斎場では減少傾向がみられ、白根斎場に増加の傾向みられるが、他の斎場は年度によって比率の増減がみられる。

表 11 過去 5 年間の死体火葬について各斎場での火葬割合の推移（％）

年度	平成 30 年 度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	5 年間平均
青山斎場	61.7	61.9	61.0	60.2	60.2	61.0
新津斎場	8.9	8.8	9.0	9.1	8.9	8.9
白根斎場	8.1	8.6	8.2	8.6	9.1	8.5
亀田斎場	8.1	7.6	7.9	7.8	8.4	8.0
巻斎場	7.2	6.6	6.7	7.2	6.8	6.9
阿賀北葬斎場(市内分)	6.1	6.5	7.1	7.0	6.5	6.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（８）主な利用区と火葬状況

各斎場の主な利用圏域は、合併前の旧市町の利用していた圏域となっている。青山斎場は旧新潟市、旧黒埼町が対象で、新津斎場は旧新津市、白根斎場は旧白根市、旧小須戸町、旧味方村、旧月潟村、旧中之口村で、亀田斎場は旧亀田町、旧横越町、巻斎場は旧岩室村、旧西川町、旧潟東村、旧巻町で、阿賀北葬斎場は旧豊栄市が対象となっている。

区の合併した旧市町と斎場の利用していた旧市町が一致しないため、数値に多少の違いがあると思われるが、利用圏域を把握するため令和 4(2022)年度の各斎場の火葬数と死亡者数の比較を行った。

表 12 令和 4(2022)年度の各斎場の死体火葬数と主な利用区の死亡者との比較（人）

年度	主な利用区	死亡者数	火葬数	差	差調整後数
青山斎場	東区、中央区、西区	6,005	6,311	306	5,939
新津斎場	秋葉区	1,068	929	-139	1,068
白根斎場	南区	618	955	337	696
亀田斎場	江南区	926	882	-44	926
巻斎場	西蒲区	837	717	-120	837
阿賀北葬斎場(市内分)	北区	1,011	683	-328	1,011
合計	—	10,465	10,477	13	

青山斎場

主な利用区は東区、中央区、西区で、死亡者数に対して火葬数が 306 人と多くなっている。旧新潟市には北区の旧豊栄市以外の地区と江南区の曾野木地区、両川地区、大江山地区が入るため、その地区の利用があるものと思われる。

新津斎場

主な利用区は秋葉区で、火葬数が 139 人少なくなっている。旧小須戸町が白根斎場を利用していることも減少理由と思われる。

白根斎場

主な利用区は南区であるが、秋葉区の旧小須戸町と西蒲区の旧中之口村が含まれるが、火葬数が 337 人多くなっている。市内斎場の中では最も多くなっており、他から利用が多くなっている。

亀田斎場

主な利用区は江南区で、火葬数が 44 人少なくなっている。江南区の旧亀田町と旧横越町が利用していたため、それ以外は青山斎場を利用しているものと思われる。

巻斎場

主な利用区は西蒲区であるが、火葬数が 120 人少なくなっている。西蒲区の中でも旧中之口村は白根斎場の利用圏域であったため、その差と思われる。

阿賀北葬斎場

旧豊栄市の住民が利用している、火葬数が 328 人少なくなっているのは北区の旧豊栄市以外が、青山斎場を利用しているものと思われる。

死亡者数と火葬数の差を、利用が想定される斎場に割り振ってみると、各斎場の火葬数に近づく。従来の利用エリアに準じての利用がみられるが、利便性が良い斎場に行くケースもあるものと思われる。

3 市内斎場の葬送行為の状況

新潟市の葬送習慣を把握するため、巻斎場及び他の斎場での葬送行為の状況について、各斎場に対して令和 3 年（2021 年）8 月 30 日（月）・31 日（火）にヒアリングを行った結果を以下に示す。

※ 巻斎場整備に関する基本構想策定業務報告書（令和 3 年 11 月）より

（1）火葬受入状況

各斎場の火葬受入状況についてみると、どの斎場も午前中の時間帯の火葬希望が多い。

亀田斎場では、冬場の繁忙期が希望の時間帯の予約が取りにくくなるものの、他の斎場では特に問題はない。

表 13 各斎場の火葬受入状況について

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
希望が多い時間帯	11:00、12:00	10:00～12:00	11:30	11:00～13:00	10:30	9:30～11:30
一日の火葬数（最大）	28 件	8 件	8 件	7 件	6 件	10 件
希望時間の取りやすさ	特に問題無い	特に問題無い	特に問題無い	冬場の繁忙期が取りにくい	特に問題無い	特に問題無い

(2) 葬列車両等

各斎場の葬列車両の状況をみると、洋型やリムジン型が多いものの、低料金のワンボックス型にシフトしてきている。

どの斎場でも車の台数制限は行われていないが、会葬者は主にマイクロバスと乗用車を利用して到着するが、コロナ禍の影響もあり、乗用車の利用が増えてきている。

表 14 各斎場の葬列車両の状況について

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
霊柩車の種類	洋型、宮型、寝台車型、リムジン型、マイクロバス型	リムジン型	洋型	洋型、寝台車型、リムジン型、マイクロバス型	洋型、寝台型	洋型
霊柩車の傾向	洋型、寝台車型、マイクロバス型が多い	ワンボックス型（利用料金の安さが原因ではないかと思われる）	変わらない	リムジン型から小型バンタイプへ変わって来ている	コロナにより葬式が簡素化され、低料金のワンボックスが増加した	宮型が減少し搬送車が増加している
会葬者の主な利用車両	大型バス、マイクロバス、乗用車、タクシー	マイクロバス、乗用車	マイクロバス、乗用車、福祉車両	マイクロバス、乗用車、タクシー	マイクロバス・乗用車	マイクロバス
クルマの台数制限	無	無	無	無	無	無
平均台数	3台	5台	5台	3台	4台	1台
来場車の傾向			コロナ禍以前は告別・収骨時ともマイクロバスが多かったが、コロナ禍後では自家用車が多い	自家用車が増えて来ている	マイクロバス1台、乗用車3台	複数の自家用車で来場される会葬者が増加している

(3) 告別行為

各斎場の告別状況をみると、新津斎場と巻斎場以外は告別室があり、告別室で最後の告別（告別行為）が行われる。

告別時間はどの斎場も10分程度で、阿賀北葬斎場は会葬者が多いため、他斎場より長くなっている。

会葬者の人数は、コロナ禍前は青山斎場、新津斎場、亀田斎場が15人程度であるのに対して、白根斎場、巻斎場、阿賀北葬斎場では30人前後と多くなっているが、コロナ禍以後はどの斎場も10人前後と減少しているものの、巻斎場と阿賀北葬斎場は、他斎場よりは多くなっている。

基本的には、どの斎場でも読経・焼香が行われるが、白根斎場では焼香は行っておらず、巻斎場では焼香を禁止しており、阿賀北葬斎場は喪主のみの焼香となっている。

直葬の件数は、白根斎場は不明で、新津斎場では変わらないが、他斎場は増えており、巻斎場と阿賀北葬斎場は30%と高くなっている。直葬の読経はどの斎場も認めているが、亀田斎場と巻斎場ではお花入れを認めていない。

表 15 各斎場の告別行為の状況について

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
告別を行う場所	告別室	炉前ホール	告別室	告別室	炉前ホール	告別室
告別の時間	10分	5分	7分	10分	7分	10～15分
人数（コロナ禍前）	14人	15人	30人	15人	20～30人	30～40人
人数（コロナ禍後）	9人	11人	10人	10人以下	15人	10～20人
人数制限の有無	無	無	有 （コロナ禍）	有 （コロナ禍）	有 （コロナ禍）	有 （コロナ禍）
会葬者数の状況	減少	－	減少	減少	減少	減少
告別形式	拝顔・焼香が多数直葬の場合が多いが、告別室にて10分以内の読経有	無記入	焼香無し（お寺様同行の場合、読経中にお別れ、同行しない場合は葬祭業者がりんを鳴らし、柩を囲み順にお別れする	焼香して拝顔してお別れ	寺院等による読経・拝顔、焼香は禁止	喪主のみ焼香、読経はほぼ無し
告別時の制限	無	無	無	無	焼香・献花	24人に制限
直葬での読経	認めている	認めている	認めている	認めている	認めている	認めている
直葬でのお花入れ	認めている	認めている	認めている	認めていない	認めていない	認めている
直葬の割合	7%（令和3年7月に死亡日の翌日に火葬になった人の数 33/445）	5%	不明	5%	30%	30%
直葬の傾向	増加している	変わらず	不明	増加している	増加している	増加している

（４）見送り行為

各斎場の見送り行為の状況をみると、新津斎場と巻斎場は告別室が無く、炉前ホールで告別が行われており、見送りも一連で行われる。どの斎場も会葬者全員が炉前ホールで見送る。

巻斎場以外は、炉前ホールは一組の会葬者しか入れないよう個別化に配慮している。

表 16 各斎場の見送り行為の状況について

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
見送りにかかる時間	10分	1分	3分	2分	5～10分	10～15分
見送りの形式	会葬者全員が炉前ホールで見送る	会葬者全員が炉前ホールで見送る	会葬者全員が炉前ホールで見送る	会葬者全員が炉前ホールで見送る	会葬者全員が炉前ホールで見送る	会葬者全員が炉前ホールで見送る
見送り時の制限	無	無	火葬炉に柩が納まるのを確認するだけで、その他の葬送行為は行わない	無	焼香・献花	24人に制限
見送り時の個別化	炉前ホールは一組の会葬者しか入れない	炉前ホールは一組の会葬者しか入れない	炉前ホールは一組の会葬者しか入れない	炉前ホールは一組の会葬者しか入れない	炉前ホールには複数会葬者を入れている	炉前ホールは一組の会葬者しか入れない

(5) 待合形式

各斎場の火葬中の待合形式をみると、阿賀北葬斎場以外は火葬中全員が葬儀場所に一旦帰るが、青山斎場と亀田斎場では一部親族が斎場で待つ場合もある。

待合のサービス内容は、斎場が持つ設備や機能によって異なるが、青山斎場には売店が設置されている。白根斎場と阿賀北葬斎場には自動販売機が設置されている。他は湯茶のサービスが行える程度である。阿賀北葬斎場は全員が待つため、アルコール類やおつまみ、おにぎりを持ち込み飲酒、飲食が行われる。

表 17 各斎場の待合の状況について

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
待合時間	115分	90分	90分	90分	120分	90分
待合の形式	全員もしくは一部親族が斎場で待つケースもあるが全員が葬儀場に一旦帰るケースもある	全員が葬儀場所に一旦帰る	全員が葬儀場所に一旦帰る	一部親族のみ斎場に残留して他は帰るケースと全員が葬儀場に一旦帰るケースがある	全員が葬儀場所へ一旦帰る	全員が火葬終了まで斎場で待つ
待合時の飲食の状況	待合室での食事は無し ※コロナ禍以前は軽食やお弁当を用意し飲食をするケースもあった	待合室での食事は無し	おにぎりや乾きもの程度の軽食やお弁当を用意し飲食	待合室での食事は無し	待合室での食事は無し	アルコール類やおつまみ、おにぎりを持ち込み飲酒、飲食
待合室の設備	湯茶の提供、自動販売機、売店	湯茶の提供	コロナにより湯茶のサービス中止、自動販売機	湯茶の提供	コロナにより湯茶のサービス中止	自動販売機、急須・ポット・紙コップ
待合の課題			キッズスペース、授乳室があると良い			コロナ禍でも飲酒、飲食されるため感染リスクが懸念される

(6) 収骨行為

各斎場の収骨行為の状況をみると、全ての斎場に収骨室が設置されており、収骨室で収骨が行われている。

火葬が終わると喪主が焼骨を確認することはなく、収骨室に焼骨が運ばれる。収骨方法は全部収骨であるが、巻斎場のみトレイに移し替えての収骨となっている。他斎場は火葬用耐火台車から拾う方式となっている。

収骨時間は10～15分程度であるが、白根斎場は20分と長くなっている。

巻斎場と阿賀北葬斎場は、告別時と収骨の人数は変わらないが、火葬中一旦帰ることもあるため、他の斎場では収骨時の人数が減っている。

表 18 各斎場の収骨行為の状況について

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
収骨場所	収骨室	収骨室	収骨室	収骨室	収骨室	収骨室
収骨時間	15分	15分	20分	10分	10分	10～15分
焼骨の確認		喪主は確認せずに収骨場所に運ばれる	喪主は確認せずに収骨場所に運ばれる	喪主は確認せずに収骨場所に運ばれる	喪主は確認せずに収骨場所に運ばれる	喪主は確認せずに収骨場所に運ばれる
収骨の人数	令和1年9人 令和2年4人	10人	15人	5人		10～20人
告別時からの人数	減少する (把握していない)	減少する (より近い親族)	減少する (喪主以外の遺族または会葬者)	減少する (親族が収骨する)	変わらず	変わらず
収骨の形式	焼骨を横たわった状態にして、遺族が中心で収骨し職員が補助する	全収骨	遺族が火葬台車から直接焼骨を拾い、細かい焼骨は職員が納める	全収骨(木箱、瀬戸物骨壺)	トレイ収骨	会葬者が骨上げ箸にて収骨

(7) 葬送行為全体

巻斎場のみトレイ収骨であるため、台車収骨についての問い合わせがみられる。

巻斎場は、施設が最も古いこともあり、他斎場との施設内容の違いが、葬送行為の違いにも表れている。

表 19 各斎場の葬送行為についての要望など

	青山斎場	新津斎場	白根斎場	亀田斎場	巻斎場	阿賀北葬斎場
遺族葬祭業者から要望	無	無	無	無	台車収骨への問い合わせがある。(新潟市内の他斎場は台車収骨でトレイ収骨ではないため)	無
その他葬送行為に関する事項	無	無	無	無	建屋、火葬炉機器の老朽化に危機感を持っている	無

4 巻斎場の概要

巻斎場の概要は次の通りである。

敷地面積 5,795.28 m²

延床面積 674.09 m²

構造 鉄筋コンクリート造平屋建て (一部木造平屋及び2階)

供用開始年月 昭和43年11月

主な諸室等 炉前ホール、告別ホール、収骨室(2室)、和室(4室)、休憩所

巻斎場の改修理履歴は次のとおりである。

昭和 43(1968)年竣工	敷地面積	2,611 m ²	延床面積	266.5 m ²	火葬炉	3 基
昭和 62(1987)年増改築	敷地面積	5,795 m ²	延床面積	632.2 m ²	火葬炉	5 基
			火葬棟増築	220.5 m ²	待合棟増築	128.9 m ²
			再燃炉付火葬炉	2 基増設		
平成 2(1990)年増改築	敷地面積	5,795 m ²	延床面積	670.3 m ²	火葬炉	5 基
			管理棟増築	58.7 m ²		

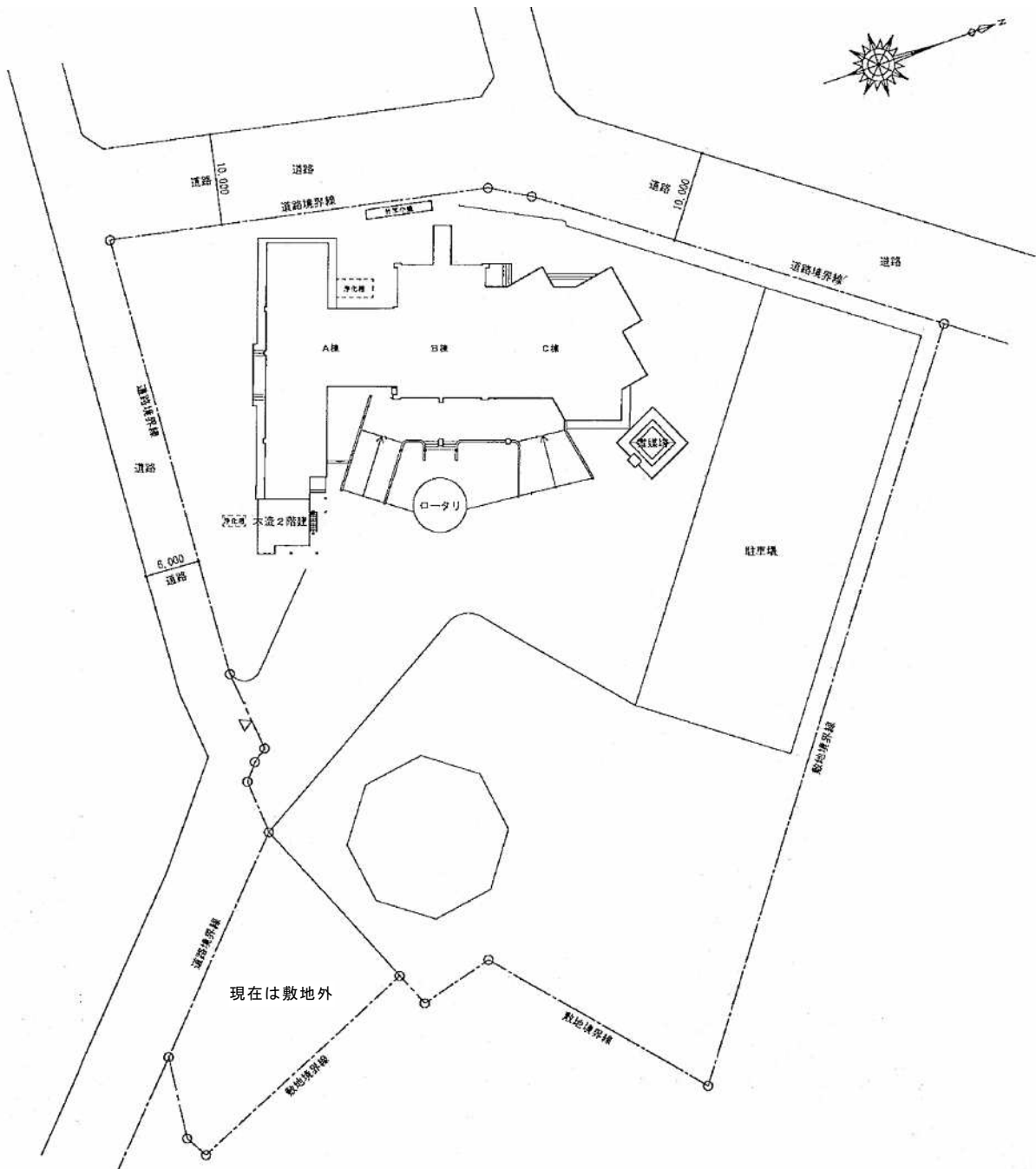


図 6 巻斎場現配置図

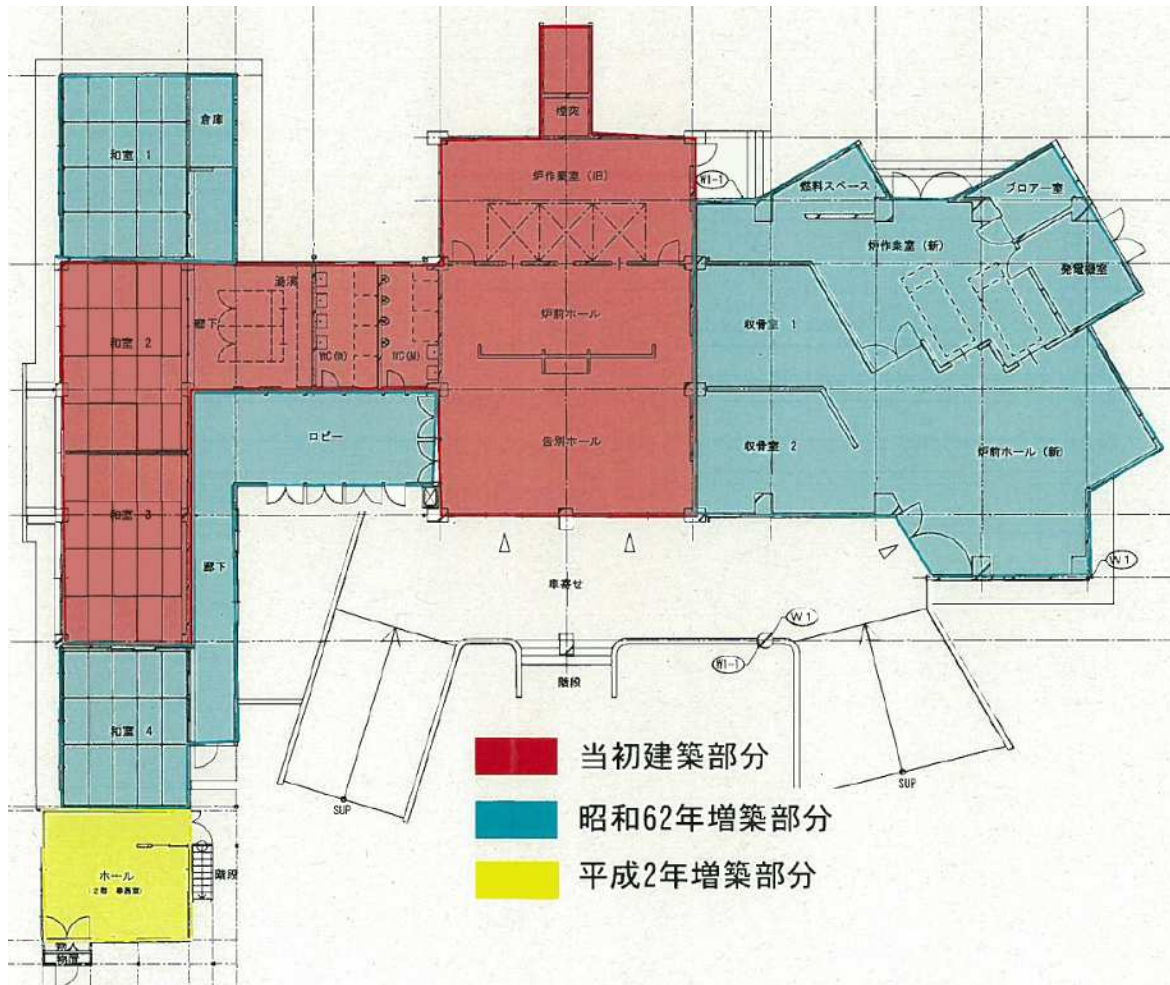


図 7 巻斎場現平面図

(1) 建設当初

巻斎場は、旧巻町及び旧岩室村の共同で巻町・岩室村葬祭施設組合立葬祭場妙有院として、昭和 43(1968)年 11 月に、火葬炉 3 基の火葬場として開設する。



図 8 建設当初の妙有院平面図



写真 1 建設当初の妙有院火葬棟外観

(2) 増改築の実施

その後、旧西川町、旧潟東村が組合に加わり、巻町外三ヶ町村衛生組合妙有院となった。既存施設では増加する火葬数に対応できないため、火葬炉の増設が必要となった。

更に、既存施設には増設スペースがないため、建物の増築が必要となった。

昭和 62(1987)年に、組合分担金をもとに隣接地の買収を行い、敷地を拡張し火葬棟の増築と再燃炉付火葬炉 2 基の増設、待合棟の増築を行う。

平成 2(1990)年には管理棟の増改築を行う。

工事は便所を仮設した他は、既存施設を使用しながらの工事となり、火葬場の稼働を停止することなく行われた。

旧炉の改良は火葬炉棟の増築完成後に行われ、地下引き煙道による煙突での排気から、火葬炉 3 基で再燃焼炉 1 基の上方排気に改修されている。

5 巻斎場の火葬常用

(1) 西蒲区の地区別の巻斎場利用状況

西蒲区の地区別の死亡者数と巻斎場の利用状況の確認を行った。

令和 2(2020)年度の西蒲区の死亡者数は 719 人であった。

死亡日と火葬日の差異があるが、巻斎場での火葬は 559 件で、22.3%の 160 件が他の斎場で火葬を行っていた。そのうち白根斎場の利用は 114 件であった。

巻斎場と白根斎場での火葬を除いた死亡者数は 46 人で、斎場の位置的な関係から青山斎場を利用していると思われる。

表 20 令和 2(2020)年度における西蒲区の地区別の死亡者数と巻斎場の利用状況

	巻斎場利用数 (件)						西蒲区 死亡数 (人)	巻斎場以 外利用数 (人)
	巻 地区	西川 地区	岩室 地区	潟東 地区	中之口 地区	西蒲区 計		
4 月	26	14	7	5	0	52	67	15
5 月	25	9	7	2	1	44	48	4
6 月	28	9	9	1	0	47	70	23
7 月	16	10	6	0	0	32	39	7
8 月	22	8	5	3	0	38	46	8
9 月	26	8	7	2	1	44	56	12
10 月	29	8	12	3	0	52	65	13
11 月	19	13	10	3	0	45	60	15
12 月	25	11	15	0	1	52	58	6
1 月	27	11	6	4	1	49	69	20
2 月	21	10	8	0	2	41	56	15
3 月	33	15	10	4	1	63	85	22
合計	297	126	102	27	7	559	719	160
白根斎場利用	4	1	0	51	58	114	巻・白根斎 場以外利用 (人)	46

基本構想より

① 巻斎場の利用が高い地区

巻地区は、巻斎場での火葬が 297 件で、白根斎場の利用が 4 件と巻斎場の利用が多い。西川地区は、巻斎場での火葬が 126 件で、白根斎場の利用が 1 件と巻斎場の利用が多い。岩室地区は、白根斎場の利用は無く、巻斎場の利用が 102 件であった。

② 白根斎場の利用が高い地区

もともと白根斎場の利用圏域であった旧中之口村の中之口地区は、巻斎場での火葬が 7 件で、白根斎場が 58 件と白根斎場の利用が圧倒的に多い。

潟東地区は、巻斎場での火葬が 27 件で、白根斎場が 51 件と白根斎場の利用が多い。

中之口地区と潟東地区の白根斎場の利用が多い理由として、利便性もあるが、白根斎場は施設が新しく、巻斎場より機能が充実していることも考えられる。

(2) 斎場との位置関係

参考に、巻斎場から各斎場までの距離と西蒲区役所・出張所の位置について図 9 に、西蒲区役所・各出張所から斎場までの距離と時間について表 21 に示す。



図 9 巻斎場から各斎場までの距離と西蒲区役所の位置

表 21 西蒲区の各区役所から斎場までの距離と時間

場所	巻斎場	青山斎場	白根斎場
西蒲区役所	3.5 k m 8 分	25.9 k m 34 分	15.7 k m 26 分
岩室出張所	3.2 k m 6 分	28.5 k m 37 分	19.8 k m 29 分
西川出張所	8.9 k m 16 分	16.2 k m 27 分	13.4 k m 21 分
潟東出張所	10.1 k m 17 分	20.9 k m 30 分	8.5 k m 15 分
中之口出張所	10.1 k m 15 分	24.3 k m 41 分	10.6 k m 17 分

グーグルマップによる検索

(3) 各地区の斎場の利用しやすさ

- 巻地区 巻斎場が利用しやすい
- 岩室地区 巻斎場が利用しやすい
- 西川地区 巻斎場が利用しやすいが、白根斎場と青山斎場も利便性が良い
- 潟東地区 巻斎場と白根斎場が利用しやすい
- 中之口地区 巻斎場と白根斎場が利用しやすい

(4) 巻斎場の区別の火葬予約時間

令和 2(2020)年度の巻斎場の区別の火葬予約時間を表 22 に示す。

表 22 令和 2(2020)年度の巻斎場の区別の火葬予約時間 (件)

予約時間	西蒲区	西区	中央区	東区	南区	北区	市内不明	市外	合計
9:30	12	2						1	15
10:00	26	1			1				28
10:30	163	11			1		1	2	178
11:00	122	6	1					2	131
11:30	148	8	3	3	1	1		5	169
12:30	90	4		2	1			2	99
計	561	32	4	5	4	1	1	12	620

基本構想より

西蒲区以外では、位置的な関係から巻斎場に近い西区の利用が多く 32 件あった。最も遠い北区は 1 件であった。

火葬の予約時間は、10:30 が最も多く 178 件、次いで 11:30 が 169 件、11:00 が 131 件であった。11 時前後の火葬希望が多く、早い時間帯の少なく 9:30 は 15 件であった。

巻斎場から遠くなる、中央区、東区、南区、北区は 11:30 の希望が多くなっている。

(5) 巻斎場の火葬状況

令和2(2020)年度の巻斎場における日別火葬状況を表23に、月別の状況を表24に示す。
休業日は1月1日のみで友引にも火葬が行われている。

表23 令和2(2020)年度の巻斎場における日別火葬状況(件)

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	0	3	3	5	2	1	1	2	3	0	2	1	
2	0	3	0	1	2	2	0	1	2	2	0	1	
3	1	0	3	1	1	2	1	0	1	2	2	0	
4	0	2	1	2	0	2	3	0	1	4	3	4	
5	2	0	4	0	1	0	0	1	3	1	1	1	
6	2	3	1	0	2	1	4	3	1	1	1	2	
7	1	2	2	0	1	0	3	2	0	4	2	3	
8	2	3	0	0	2	2	2	3	1	2	1	2	
9	3	0	2	1	4	2	2	1	2	3	3	1	
10	1	2	0	0	0	0	1	3	2	2	1	1	
11	4	2	2	1	4	1	1	1	1	0	2	2	
12	2	1	1	2	1	3	3	3	3	1	3	4	
13	2	3	2	1	1	0	2	2	1	3	1	3	
14	2	1	0	1	0	0	2	1	1	0	3	2	
15	3	0	3	2	0	2	3	1	1	0	3	3	
16	0	4	1	1	0	1	2	2	2	4	0	5	
17	2	2	5	1	5	1	2	2	2	0	2	3	
18	0	1	1	2	0	1	3	3	0	2	5	5	
19	1	2	2	4	0	2	3	1	3	1	1	0	
20	1	1	1	0	0	2	2	2	2	3	1	3	
21	3	0	1	1	1	2	2	3	0	0	3	2	
22	0	1	2	3	2	3	1	2	2	1	0	3	
23	4	2	3	1	2	1	4	0	6	1	0	3	
24	2	2	0	0	1	2	1	4	0	3	2	2	
25	2	0	1	2	2	2	2	0	4	1	1	1	
26	4	2	4	0	1	1	2	2	3	2	3	3	
27	3	1	2	1	2	2	0	2	1	0	1	3	
28	4	2	0	0	1	5	2	0	2	1	2	2	
29	3	2	4	2	2	0	1	0	3	3		1	
30	2	2	1	0	3	2	2	3	1	0		3	
31		0		3	0		1		4	4		0	
計	56	49	52	38	43	45	58	50	58	51	49	69	618

基本構想より

表24 令和2(2020)年度の巻斎場における月別火葬状況(日)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	365
休業日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
0件	6	7	6	10	9	6	3	6	4	7	4	3	71
1件	5	6	9	11	9	8	8	7	10	8	9	7	97
2件	10	12	7	6	9	13	12	9	8	6	7	7	106
3件	5	5	4	2	1	2	6	7	6	5	7	10	60
4件	4	1	3	1	2	0	2	1	2	4	0	2	22
5件	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	2	7
6件	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
7件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稼働日平均火葬数(件/日)	1.9	1.6	1.7	1.2	1.4	1.5	1.9	1.7	1.9	1.7	1.7	2.2	1.7

基本構想より

1日当たり2件の火葬の日が最も多く106日で、次いで1件が97日であった。火葬が無い日は71日あり、最大の6件の火葬は1日のみで、5件の日は7日であった。

稼働日の年間の1日当たり平均火葬数は1.7件/日で、最大が3月の2.2件/日、最少が7月の1.2件/日であった。

季節による火葬数の変動は、最も多い3月で年間を通した平均の1.3倍であった。

火葬炉の構造上の問題から、新炉と比べ旧炉は火葬時間が倍近くかかってしまう。旧炉は3基で新炉は2基となっている。新炉での予約枠の希望が多いが、新炉の受入枠は1日3件しかないため、希望に応えられないケースが発生しているものと思われる。

6 巻斎場の課題

巻斎場について次のような課題があげられる。

(1) 建築的な課題

① 施設の老朽化と耐震構造への非対応

- ・巻斎場の建物のうち最も古い部分は、昭和43(1968)年建設で、竣工後55年が経過し、建物の老朽化が進んでいるとともに、現在の耐震基準に適合しておらず、耐震上の課題がある。
- ・当初建築部分と増築部との接続部からの雨漏りや、西風が強い西向きの待合室の窓からの風雨の侵入や、結露対策が不十分である。
- ・特に煙突に関しては、クラックが大きく、数多く見受けられ、地震時などに強度が確保できるか確証が持てないといった状況である。

② 増改築による複雑な動線とバリアフリー化への未対応

- ・増築部分の炉前ホールから待合室へ移動するには、収骨室を通り当初建築部分の告別ホールを通る必要があるため、動線が分かりにくいだけでなく、告別や収骨などを行っている際は移動に支障がある。
- ・収骨室の間仕切りもアコーディオンカーテンであったり、当初建築部分の告別ホールは外から丸見えであったりと、遺族の心情やプライバシーに配慮できていない。
- ・待合室はホール1室以外全て和室であるため、バリアフリーへの対応が不十分である。
- ・待合室廊下の幅が狭く、すれ違いが難しい。

③ 設備の老朽化と現在のニーズに対応していない機能

- ・更新を行った設備機器もあるものの、全体的に老朽化が進んでいる。
- ・風除室だけでなくエントランスホールが無く、告別ホールや炉前ホールに外から直接进入する形である。
- ・待合室は隙間風が多く、冬場の暖房能力が不足していると思われる。
- ・洋式トイレが女子便所に1ヵ所あるだけで他は男女とも全て和式である。
- ・車椅子利用者に対応したトイレが無い。
- ・授乳室が無い。

(2) 火葬炉設備の課題

① 旧型の炉形式でダイオキシン類削減対策指針への未対応

- ・旧火葬炉設備は改修を行っているものの、55年を経過している。
- ・主燃焼炉のケーシング部分は建設当初のままで、主燃焼炉3基に対して再燃焼炉1基を後付けしたもので、ダイオキシン類削減対策指針を満たしておらず、環境上問題が多い。

○ 炉の構造

- ・安定した燃焼を行うことができるよう各燃焼室の容積を確保されていない。
- ・再燃焼室における滞留時間を最大燃焼ガス量に対して1秒以上確保されていない。
- ・1つの主燃焼室に対して1つの再燃焼室が設置されていない。

○ 燃焼方法

- ・燃焼中の温度が各燃焼室とも800℃以上に保たれていない。

○ 集塵器の設置

- ・バグフィルター等高効率な集塵器が設置されていない。
- ・新火葬炉は定期的に補修を行っているが、ダイオキシン類削減対策指針前の火葬炉であるため、基準を満たしていない項目があり、環境上問題がある。

② 遺族心情への配慮が不十分で職員への負担が大きい

- ・新旧火葬炉とも、火葬炉の前に冷却前室が無く、遺体の入出炉の際に、炉内部が会葬者の目に直接触れてしまう。
- ・他の市内斎場は全て耐火台車上から収骨を行っているが、旧火葬炉は台車からの収骨が難しいため、トレイ上に焼骨を移し替えて収骨を行っている。
- ・柩の火葬炉用耐火台車の載せ替えは、葬儀業者や遺族の協力が必要であるなど、火葬炉設備全体の電動化、自動化がなされていないため職員の負担が大きい。

(3) 将来の増加する火葬需要への対応が難しい

① 将来の火葬能力の不足

- ・火葬件数は増加傾向にあり、現在の火葬能力では、ピーク期の対応が難しい。

② 改修が難しい火葬炉設備

- ・旧火葬炉は自然排気方式であり、火葬時間が長くなっている。
- ・建屋の構造から火葬炉の入替だけでなく、大規模な改修も不可であるなど、火葬炉の回転数を上げることが難しい。

第3章 必要炉数と必要機能

1 巻斎場の必要火葬能力

(1) 巻斎場のピーク期の想定火葬数

巻斎場のピーク期の想定火葬数を表 25 に示す。

表 25 巻斎場のピーク期の想定火葬数

区	ピーク期 火葬数 (件)	巻斎場利用 想定割合	巻斎場想定 火葬数 (件)
西区	2,196	5%	110
西蒲区	1,001	90%	901
市内想定火葬数計			1,011
市外利用数			20※
合計			1,031

※利用状況から市内火葬数の2%とした

市外の利用は同割合とすると20件程度となり、巻斎場の想定火葬数は年間1,031件となる。

(2) 想定されるピーク期の日別の火葬状況のイメージ

ピーク期の想定される月別の火葬状況を表 26 に示す。

想定される年間の1日当たりの火葬数は2.8件/日となる。月別の平均では3月が最も多く3.7件/日で、7月が2.1件/日で最も少ないと想定される。

1日当たりの火葬数では、10件/日が1日となるが、8件/日が7日、7件/日が22日と想定される。

表 26 ピーク期における巻斎場における想定される月別火葬状況 (日)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	365
休業日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
0件	6	7	6	10	9	6	3	6	4	7	4	3	71
1件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2件	5	6	9	11	9	8	8	7	10	8	9	7	97
3件	10	12	7	6	9	13	12	9	8	6	7	7	106
4件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5件	5	5	4	2	1	2	6	7	6	5	7	10	60
6件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7件	4	1	3	1	2	0	2	1	2	4	0	2	22
8件	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	2	7
9件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10件	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
稼働日平均 火葬数 (件/日)	3.1	2.6	2.9	2.1	2.3	2.4	3.1	2.8	3.2	2.9	2.8	3.7	2.8

基本構想より

1日当たり8件に対応できる火葬能力があれば、ピーク期も対応可能となる。

2 必要火葬炉数

巻斎場ではピーク期において、8件/日の火葬能力が必要となる。

想定火葬炉数を3基として、火葬タイムスケジュールをもとに、必要炉数の検証を行った。

炉前ホールの構成としては、次の3タイプとした。

① 火葬炉3基で1炉前ホール + 収骨室1室

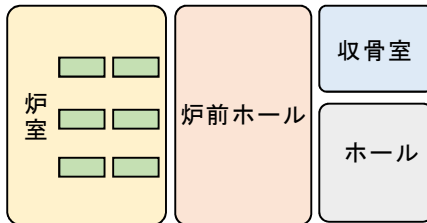


図 10 火葬炉3基で1炉前ホールとし収骨室1室を設けた構成図

② 火葬炉3基で2炉前ホール 収骨室無

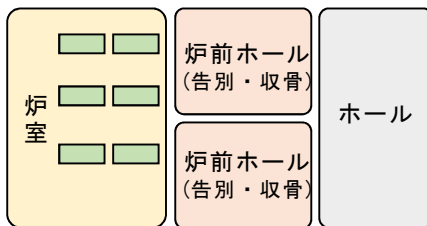


図 11 火葬炉3基で2炉前ホールとした構成図

③ 火葬炉3基で3炉前ホール 収骨室無

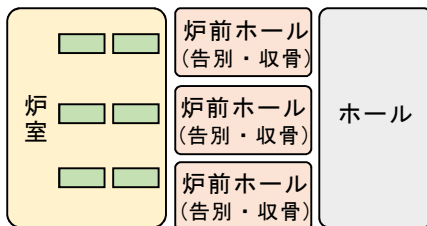


図 12 火葬炉3基で3炉前ホールとした構成図

参考平面図

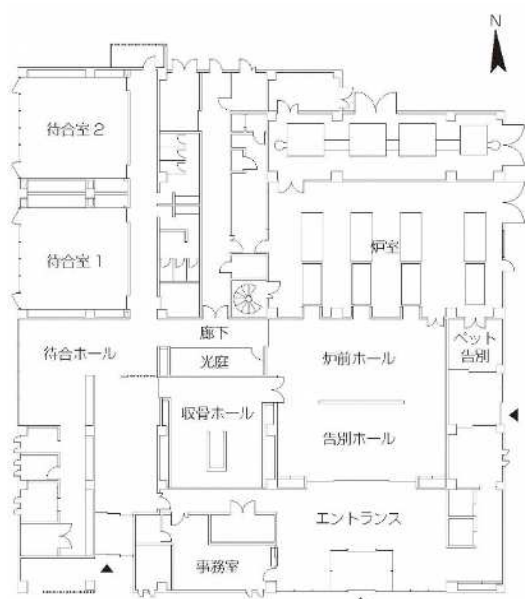


図 13 告別ホールと収骨室を設けた平面例



図 14 炉前ホールを火葬炉2基分割した平面例

収骨方式は、次の2タイプが想定されるが、他斎場に合わせ、Bの火葬用耐火台車上からの収骨とする。

A トレイ上から収骨（現状と同様タイプ）（写真2）

B 火葬用耐火台車上から収骨（他斎場と同様タイプ）（写真3）



写真 2 トレイ収骨方式の巻斎場



写真 3 台車収骨方式の白根斎場

ケース1 火葬炉3基で1炉前ホールとし収骨室1室を設けたタイプ

8件の火葬受付時間 9:30~15:00 火葬炉の運転間隔 2時間半

10:00~13:00の時間帯の受入数 5件

告別	炉前	収骨	火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
			1		告別 ①	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ④	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑦	火葬	冷却	準備収骨	片付	
	1	1	2		告別 ②	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑤	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑧	火葬	冷却	準備収骨	片付	
			3		告別 ③	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑥	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑧	火葬	冷却	準備収骨	片付	

図15 台車収骨方式、火葬炉3基で1炉前ホールとし収骨室1室のタイムスケジュール例

ケース2 火葬炉3基で2炉前ホールとしたタイプ

8件の火葬受付時間 9:30~15:00 火葬炉の運転間隔 2時間半~3時間

10:00~13:00の時間帯の受入数 5件

告別	炉前	収骨	火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
			1		告別 ①	火葬	冷却	準備収骨	片付		告別 ④	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑦	火葬	冷却	準備収骨	片付
	1	2	2		告別 ②	火葬	冷却	準備収骨	片付		告別 ⑥	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑧	火葬	冷却	準備収骨	片付
			3		告別 ③	火葬	冷却	準備収骨	片付		告別 ⑤	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑧	火葬	冷却	準備収骨	片付

図16 台車収骨方式、火葬炉3基で2炉前ホールとしたタイムスケジュール例

ケース3 火葬炉3基で3炉前ホールとしたタイプ

8件の火葬受付時間 9:30~15:00 火葬炉の運転間隔 2時間半

10:00~13:00の時間帯の受入数 5件

告別	炉前	収骨	火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
			1		告別 ①	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ④	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑦	火葬	冷却	準備収骨	片付	
	2	2	2		告別 ②	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑤	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑧	火葬	冷却	準備収骨	片付	
			3		告別 ③	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑥	火葬	冷却	準備収骨	片付	告別 ⑧	火葬	冷却	準備収骨	片付	

図17 台車収骨方式、火葬炉3基で3炉前ホールとしたタイムスケジュール例

火葬炉 3 基とした場合、どの平面タイプでも 8 件/日の受入は可能である。

現在同様、火葬中は斎場以外で待つ方式であれば、収骨時間が前後する可能性があるため、火葬の受入間隔の余裕が必要となる。

検証の結果、新たに整備する巻斎場の火葬炉数は 3 基とする。

3 葬送行為と斎場の役割

(1) 葬送行為と斎場機能

斎場は、誰にでも避けることのできない、死に関わり、全ての人の生活に密着した施設である。

遺体との最後のお別れとなる「告別行為」、遺体が火葬炉に納まるのを見届ける「見送り行為」、焼骨を確認し遺族らによる骨あげを行う「収骨行為」が行われている。

葬送行為の流れと一般的な斎場の機能図を図 18 に示す。

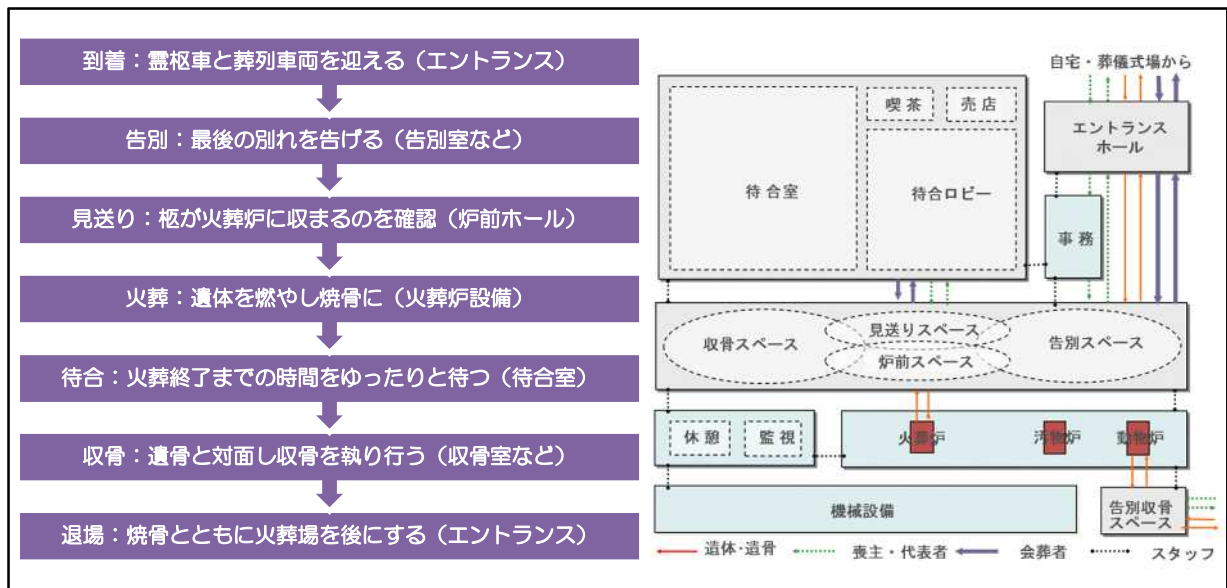


図 18 葬送行為の流れと斎場の機能図

(2) 近年の葬送行為の状況

近年、葬儀の簡素化がみられるものの、遺体が火葬炉に納まるのを近くで見送りたいという遺族の希望は依然強くある。焼骨に対するこだわりも持っており、収骨を行うことが日本の火葬の特色となっている。

日本の斎場は、「告別行為」、「見送り行為」、「収骨行為」などの葬送行為を通して、故人の死を受容する場になっており、儀式の個別化が図れるように配慮する斎場が増えている。

現在、生涯未婚率や単身世帯の増加など、家族形態が大きく変わり、地域と住民とのつながりも大きく変化してきている。会葬者の人数の減少など葬儀の小規模化はますます進むものと思われる。

都市部では直葬の増加だけでなく、遺族が立ち会わない、葬祭業者だけで火葬を行うケースが増えている。遺族が立ち会う場合でも、D I Y (DO IT YOURSELF) 型葬儀（セルフ葬）などのように、葬祭業者を使わず遺族自身が作り上げる葬儀への希望がみられるようになってきている。

これらの変化は葬送のあり方にも大きく影響を及ぼすことになり、地方へも広がっていくものと思われる。葬儀や最後のお別れが斎場に集約されてきていることもあり、斎場の役割が増している。

4 施設整備の方向性

「新潟市墓地、埋葬等に関する条例」（平成 12 年 3 月 28 日条例第 10 号）では、火葬場の構造に関して次のよう示されている。

- ア 周囲は、美観を呈する塀又は緑地帯で囲み、外部と区画すること。
- イ 場内に適切な広さの事務室、灰置場その他必要な附属施設を設けること。
- ウ 灰置場の出入口には施錠装置を設けること。
- エ 火葬炉には十分な能力を有する防臭及び防塵(じん)設備を設けること。

新斎場の整備にあたっては、高齢化の進展に伴う将来の火葬需要の増加に対応できる施設能力を備えるとともに、現在の葬送習慣を的確に捉えつつ、葬送形態の多様化などの新たなニーズにも対応できる施設機能を検討するものとする。

また、斎場が持つ従来のイメージの払拭を心掛けるとともに、亡くなられた方と最後の別れの時を過ごす大切な空間として、「新斎場のあるべき姿を市の考えをもとに、地域住民に受け入れられる施設づくり」を目指すものとする。

5 新斎場での要求事項

将来の火葬需要や火葬データの分析や現状を踏まえ、新斎場での要求事項について次のように整理した。

(1) 将来の火葬需要への対応

- ・新斎場の整備にあたっては、利用者の希望する火葬予約に対するニーズに応えつつ、将来需要であるピーク期の火葬能力（必要火葬炉数）に対応する必要がある。
- ・ピーク期※以降は、火葬数がゆるやかに減少していくと想定され、建設後 25 年から 30 年に行われる火葬炉設備の入替等の大規模改修の時期には火葬数の減少期に入っていると思われる事から、特に予備炉は設けないものとする。
- ・現在の火葬炉構造はセラミックを中心とした耐火物で築炉されていることもあり、耐火物の補修は 2 日程度で終了する。

※ピーク期：令和 22(2040)年～令和 27(2045)年が想定される。

(2) プライバシーを確保し個別化を図る平面構成

- ・社会構造の変化とともに、葬送行為に対するニーズも絶えず変化している。直葬の増加にみられるように、火葬場に対して最後のお別れの場としての役割が期待されるようになってきている。
- ・新斎場の整備にあたっては、より充実した葬送行為ができるようにするとともに、同時受入れにも対応しつつ、告別や収骨の際は故人の尊厳やプライバシーへの配慮が必要となるため、儀式空間の個別化を図るものとする。

(3) 適切な空間整備

- ・新斎場の整備にあたっては、将来の火葬数の増加や会葬者数の実情に応じた収容人数に対応した空間となるよう、適切な空間の整備を図る必要がある。
- ・また感染症対策などをふまえ、動線の工夫や会葬者同士が適正な距離もとれるよう配慮した空間とする。
- ・火葬作業に必要な台車置き場や残灰庫、倉庫等のスペースを余裕をもって設置し、会葬者と斎場職員の動線が適切に分けられるよう配慮した空間とする。

(4) バリアフリー化・ユニバーサルデザインへの対応

- ・新斎場の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに対応した施設とするなど、台車や車椅子など利用の際のスムーズな移動を確保する。
- ・初めて訪れた人でも分かりやすい平面構成とする。
- ・宗教や思想、文化の違いに関わらず、社会的、制度的、心理的にも全ての人が利用しやすいデザインの施設とする。

(5) ダイオキシン類削減対策指針への対応

- ・現斎場の火葬炉は、平成 12 (2000) 年 3 月に厚生省 (現厚生労働省) から出された「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」で定める必要な再燃焼炉の温度 (800℃) や滞留時間 (1 秒) を満たしておらず、高性能な集塵装置も設置されていない。
- ・新火葬場の整備にあたっては、同指針に対応した火葬炉設備を設置することとする。

6 想定する必要機能

現斎場と想定する新斎場の機能の比較を表 30 に示す。

愛玩動物炉 (ペット炉) と汚物炉は現在設置されておらず、特に問題が無いことから設置しないものとする。

葬儀式場も現在設置しておらず、設置はしないものとする。

現斎場にはないエントランスホール、火葬作業に必要なスペースを設置する。

市内の他の斎場同様、霊安室を設置する。

各諸室の仕様及び詳細に関しては、今後の社会状況の変化等を踏まえ、検討を行いながら基本設計時に確定するものとする。

表 27 現火葬場と想定する新斎場の機能の比較

名称		現斎場	新斎場	
火葬施設	車寄せ	○	○	
	エントランスホール	×	○	
	男女便所	×	×	
	告別室(告別ホール)	○ 1室	○ 炉前ホール+収骨室 1室	
	炉前ホール	○ 2室	○ または	
	収骨室	○ 2室	○ 炉前ホール分割方式を検討	
	事務室	○ 1室 (待合棟に有)	○	
	火葬炉監視室	×	○	
	更衣室・職員用便所	×	○	
	台車置場	×	○	
	残灰室	×	○	
	霊安室	×	○	
	火葬炉設備	火葬炉	○ 旧火葬炉 3基 新火葬炉 2基	○ 3基
		汚物炉	×	×
動物炉		×	×	
待合施設	待合室	○ 待合室 4室	○ 洋室 3室 (35人程度収容)	
	待合ロビー	○ 1	○	
	売店	×	×	
	自動販売機	×	○	
	湯沸室	○	○	
	授乳室	×	○	
	男女便所	○	○	
	多目的便所	×	○	
	業者控室	×	×	

7 想定される面積

火葬場の建設に関しては基準となる施設水準がないことから、標準となる面積基準は無い。設置者は地域の葬送習慣をもとに、他の火葬場の建設事例を参考に、提供する火葬サービス内容を想定し、必要諸室の検討や想定する会葬者の人数などから、目安となる施設規模を算定している。

同じ火葬炉数でも、炉前ホールをはじめとした諸室の構成や、想定する会葬者の人数などによって、建物面積が変わってくる。また敷地の形状によっても、諸室の配置に制限を受けることになることから、面積に影響する。

火葬場の建設に関しては、他の火葬場の建設事例をもとに、設置者は地域の葬送習慣をもとに、提供する火葬サービス内容を想定し、必要諸室の検討や想定する会葬者の人数などから、目安となる施設規模を算定している。

同じ火葬炉数でも、炉前ホールをはじめとした諸室の構成や、想定する会葬者の人数などによって、建物面積が変わってくる。また敷地の形状にも影響を受ける。

会葬者数によって必要な施設面積が変動する。炉前ホール及び待合室の面積試算に関しては次の計算式を用いて算出した。他の諸室の面積に関しては、他の火葬場の事例を参照した。

(1) 炉前ホールの面積試算

設定条件

- ・ 建築設計資料集成（日本建築学会編、丸善発行）より、一人当たりの単位空間面積 0.5 m²/人として、会葬者の想定人数をもとに会葬者が参列するための必要面積を計算した。現在新型コロナウイルス感染症により人数を 16 名に制限していたが、従来は平均 20～30 名程度であったため、想定人数は上限 30 名とした。
- ・ 会葬者が焼香や収骨するための移動等のスペースは、想定する会葬者の合計人数の空間面積と同面積を見込んだ。
- ・ 台車、祭壇、焼香台等の配置スペース及び台車の移動等を考慮した職員の作業スペースを 20 m²とした。

$$\text{計算式} \quad 1 \text{ 炉分炉前ホール面積} = 0.5 \text{ m}^2/\text{人} \times \text{会葬者数 (人)} \times 2 + 20 \text{ m}^2$$

$$\text{試算例} \quad \text{会葬者 30 名を想定} \quad 0.5 \times 30 \times 2 + 20 = 50 \text{ m}^2$$

(2) 待合室の面積試算

設定条件

- ・ 建築設計資料集成（日本建築学会編、丸善発行）より、テーブル宴会場の 1 席当たりの床面積を 1.4 m²/人（基準の最低面積を採用）を用いて、会葬者数をもとに会食等を行うための必要面積を計算した。

$$\text{計算式} \quad \text{待合室面積} = 1.4 \text{ m}^2/\text{人} \times \text{会葬者数}$$

$$\text{試算例} \quad \text{会葬者 30 名を想定} \quad 1.4 \times 30 = 42 \text{ m}^2$$

他の諸室の面積に関しては、他の火葬場の事例を参照した。

表 28 火葬炉数別の面積試算結果

		新斎場
構造		R C 造平屋建（火葬炉機械室 2 階）
火葬炉数		火葬炉 3 基
待合室		3 室
延床面積 (m ²)		1,200
試算延床面積 (m ²)		1,203
機能別 (m ²)	車寄・エントランス	150
	火葬儀式関係諸室	195
	事務関係	65
	待合部門諸室	308
	炉関係、機械室等	445
	その他	40

試算結果により、火葬炉 3 基で延べ床面積は約 1,200 m²とする。

8 火葬炉設備の基本方針と公害防止目標値

(1) 火葬炉設備の基本方針

火葬炉の仕様に関する事項は、法令等に定められていないが、火葬炉設備の設計・施工に当たっては、関連する法令等を参考にしている。

火葬炉に求められる環境対策などを踏まえ、火葬炉設備に関する基本方針は次のとおりとする。

- ① ばい煙、悪臭、騒音、振動及びダイオキシン類の除去対策等公害防止に十分配慮し、並びに周辺環境にも十分配慮した設備機器とすること。
- ② 諸設備は高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ維持管理が容易なものであること。
- ③ 火葬炉の運転・維持管理の省力化及び諸経費の軽減が図られた設備であること。
- ④ 遺体の尊厳に十分配慮した設備であること。
- ⑤ 施設の作業環境及び労働上の安全・衛生に十分配慮した設備であること。
(電動走行式棺運搬車の導入、火葬行程の自動化など)
- ⑥ 炉停止等の緊急時における体制・対応が整備されていること。
(最新の制御システムの導入、予備バーナユニットの設置など)
- ⑦ 災害時の対応を考慮した設備であること。
- ⑧ カーボンニュートラルへの対応など、温室効果ガスの削減に向けた設備とする。
- ⑨ 火葬炉の燃料は都市ガス(13A)とする。

(2) 公害防止目標値(排出基準値)の例

新斎場の建設に当たっては、「周辺環境に配慮した施設づくり」が求められる。

現在、火葬炉設備は大気汚染防止法の対象施設とはなっていないが、他の斎場では同法及びその他関連条例等に定めている規制基準値を目標値として、周辺の環境に合わせて独自に基準値を定めている例が多い。「火葬場の建設・維持管理マニュアル—改訂版—」(平成24年12月 日本環境斎苑協会)に示されている目標値例や関係法令等を参考に、バグフィルターを設置した場合の火葬炉設備の公害防止目標値(排出基準値)を以下に示す。

① 排ガス濃度(排気筒出口)(酸素濃度12%換算値とする)

ばいじん量	: 0.01 g/m ³ N
硫黄酸化物	: 30 ppm 以下
窒素酸化物	: 250 ppm 以下
塩化水素	: 50 ppm 以下
一酸化炭素	: 30 ppm 以下
ダイオキシン類	: 1.0ng-TEQ/m ³ N

② 悪臭物質濃度（事業場の敷地境界線）

アンモニア	: 1	ppm 以下
メチルメルカプタン	: 0.002	〃
硫化水素	: 0.02	〃
硫化メチル	: 0.01	〃
二硫化メチル	: 0.009	〃
トリメチルアミン	: 0.005	〃
アセトアルデヒド	: 0.05	〃
プロピオンアルデヒド	: 0.05	〃
ノルマルブチアルデヒド	: 0.009	〃
イソブチルアルデヒド	: 0.02	〃
ノルマルバレルアルデヒド	: 0.009	〃
イソバレルアルデヒド	: 0.003	〃
イソブタノール	: 0.9	〃
酢酸エチル	: 3	〃
メチルイソブチルケトン	: 1	〃
トルエン	: 10	〃
スチレン	: 0.4	〃
キシレン	: 1	〃
プロピオン酸	: 0.03	〃
ノルマル酪酸	: 0.001	〃
ノルマル吉草酸	: 0.0009	〃
イソ吉草酸	: 0.001	〃

③ 臭気濃度

排気筒	: 500 以下
敷地境界	: 10 以下

④ 騒音

作業室内	: 80dB (A) 以下（全炉が稼動）
作業室内	: 70dB (A) 以下（1 炉が稼動）
炉前ホール	: 60dB (A) 以下（全炉稼動）
敷地境界	: 50dB (A) 以下（全炉が稼動）

⑤ 振動

作業室内	: 60dB 以下（全炉が稼動）
敷地境界	: 60dB 以下（全炉が稼動）

第4章 施設整備計画

1 施設整備計画

現斎場は、建築的な課題の他、火葬炉設備の環境対策が不十分であり、将来の火葬需要への対応が難しい。現施設は現在の要求を満たす火葬炉設備を設置するスペースが無く、設備更新では課題が解決しないため、現敷地での新斎場の建替えを実施する。

(1) 計画地について

① 社会環境

現斎場は旧巻町と旧岩室村の境界に位置しているが、西蒲区の住民が利用しやすい場所にあり、西蒲区内なら車で20分あれば到着できる位置である。開場から50年以上が経過し住民の方からも広く認知されており、近隣住民の方々の協力により良好な環境で運営されている。

② 環境

現斎場は、古川原工業団地内にあるが、周囲は田園が広がる場所である。近くに一級河川西川が流れている。想定最大規模（新川大通川流域の36時間総雨量734mm）とした場合、敷地の一部が0.5m未満の浸水の可能性がある。

最も近い住宅地から敷地境界まで200mの距離となっている。

※「新潟市墓地、埋葬等に関する条例」（平成12年3月28日条例第10号）では、「墓地等の設置場所は、人家、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設からおおむね50メートル以上離れていること。（第8条）」とされている。

③ 交通

現斎場は、県道374号五千石巻新潟線から進入する。

近くに国道116号線、国道402号線、国道460号線が通っており交通の便が良い場所である。

(2) 建設地の概要

① 法規制

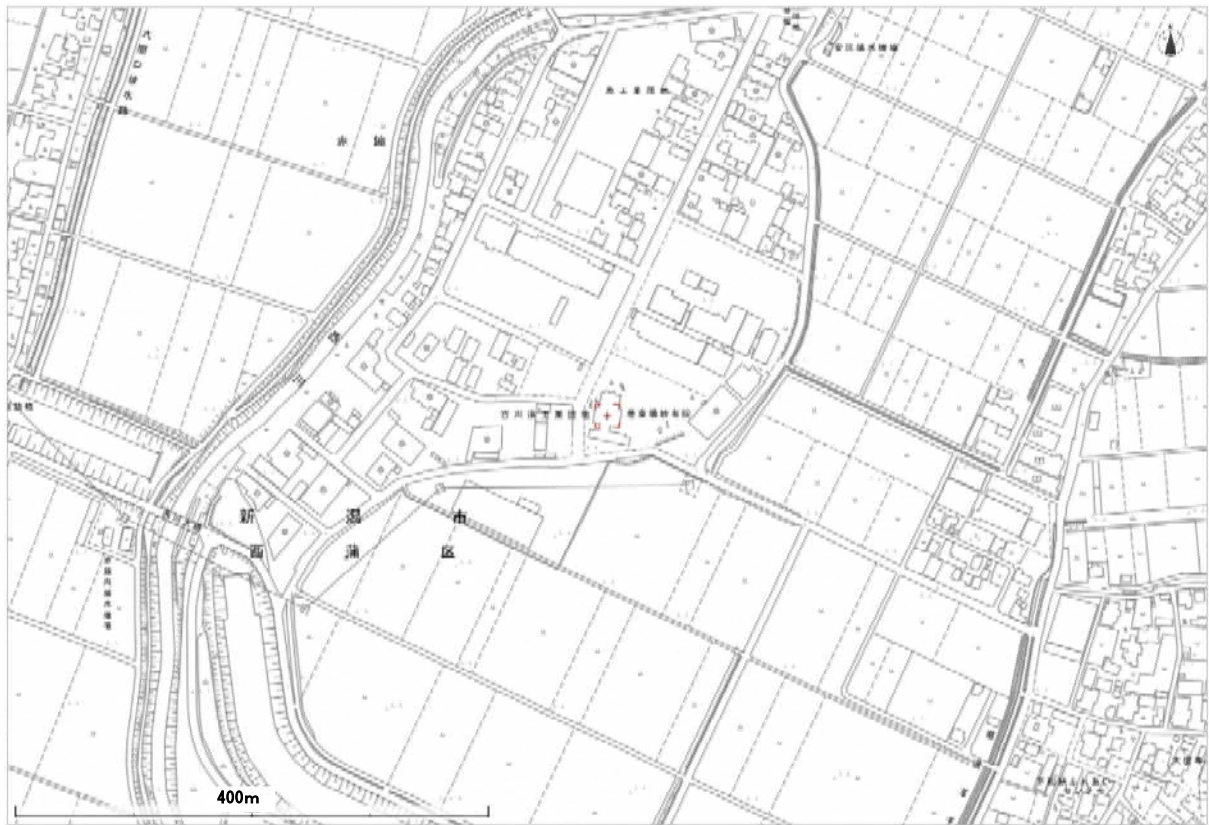
住 所	: 西蒲区和納 5770 番地
敷地面積	: 5,795.28 m ² (既設斎場有)
区域区分	: 市街化調整区域
建 蔽 率	: 70%
容 積 率	: 200%
防火地域の指定	: 無し
道路車線	: $\triangleleft 1.5$
隣地斜線	: 31m + $\triangleleft 2.5$
北側斜線制限	: 無し
日影規制	: 無し

② インフラストラクチャー

上下水道 : 上水道有、下水は合併処理浄化槽を予定

電気 : 引込有

都市ガス : 引込有



Copyright(c) 2015 Niigata-City All rights reserved

図 19 建設地周辺図



図 20 浸水想定区域図：想定最大規模（新川大通川流域の36時間総雨量734mm）

(3) 関係法令

本事業の実施にあたり、下記の関係法令を遵守することとする。

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・新潟市墓地、埋葬等に関する条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 10 号）
- ・その他の関係法令、関係条例等
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）及び「建築工事標準詳細図」（最新版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事標準仕様書」（最新版）及び「機械設備工事標準図」（最新版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事標準仕様書」（最新版）及び「電気設備工事標準図」（最新版）
- ・産業標準化法「日本産業規格（JIS）」（最新版）
- ・一般社団法人日本電機工業会「日本電機工業会規格（JEM 規格）」（最新版）
- ・一般社団法人電気学会「電気規格調査会標準規格（JEC 規格）」（最新版）
- ・一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会「内線規定」（最新版）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成 12 年 3 月）
- ・厚生労働省健康局生活衛生課長通知「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について」（平成 22 年 7 月）
- ・その他の関係基準・規格等

2 設計条件

(1) 設計条件

現地建替えに当たり、長期間に渡り斎場を休止しての工事は難しいため、稼働しながら建替えを行うものとする。

下記内容に配慮した施設計画とする。

- ・ 工事中の会葬者動線の安全性を確保する。また、会葬者が滞在中の工事中の騒音、振動には十分注意し、葬送行為への影響を最小限とする。
- ・ 工事中の葬列車両の安全性を確保する。
- ・ 工事中の現場事務所、資材置場、工事車両の駐車場は出来るだけ敷地内で確保する。
※庭園の地蔵等は、工事中は敷地内に保管し、既設建物解体時の処分を検討する。
- ・ 旧火葬棟にある本尊の処分方法については現段階では未定であり、場合によっては新斎場内に安置場所を確保する。

(2) 構造計画

地震時において、建物に要求される安全性は第一に人命の安全確保が挙げられる。斎場のような不特定多数の方が利用する公共建物の場合、巨大地震発生時においても建物にとどまれる性能および、震災直後でも火葬機能が維持できる性能が要求される。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（令和3年版：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）および「建築構造設計基準及び同解説」（令和3年版：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に示される、耐震安全性の分類と耐震安全性の目標および用途指標に照らし合わせれば、耐震性能の分類Ⅱ類となる。

また、非構造部材は建築構造設計基準におけるA類、建築設備は甲類とする。

表 29 想定する建物の耐震性能

対象部位	耐震安全性の分類	耐震性能の目標
構造体	Ⅱ類 構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築設備	甲類	大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

(3) 電気設備計画

電気設備計画の基本方針は次の通りとする。

① 省エネルギー・省CO₂・経済性

- ・ 高効率機器や照明昼光連動制御など省エネルギー制御によるエネルギー消費量の削減
- ・ 再生可能エネルギーの有効活用やエコマテリアルケーブルの採用の検討

② 快適性・維持管理性

- ・明るさセンサー、人感センサーによる適正照度補正と省力化
- ・施設用途を踏まえた落ち着いた落ち着きのある照明計画
- ・LED照明器具採用によるメンテナンスの省力化

③ 安全性・信頼性

- ・防犯機能の充実（機械警備システムの導入等）
- ・非常用発電機による、商用電源途絶時の火葬炉設備電源のバックアップの実施

敷地は浸水の可能性も否定できないことから、浸水時でも早期復旧を可能とするため、受変電設備及び非常用発電設備は2階に設置することが望ましい。

（４）機械設備計画

機械設備計画の基本方針は次の通りとする。

① 省エネルギー・省CO₂・経済性

- ・高効率機器や節水型器具等を採用し、省エネルギー・省資源に配慮する。
- ・各種省エネルギー手法を採用し、「ZEB Ready」を目標とする。

② 快適性・維持管理性

- ・騒音値を抑え、静寂性に配慮する。
- ・維持管理の容易な機器を採用し、ライフサイクルコストに配慮する。
- ・採用する機器は汎用品を主体に計画し、将来の変化に経済的かつ柔軟に対応できるものとする。

③ 安全性・信頼性

- ・耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年版）」における次の分類とする。
構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」
- ・耐震施工については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」に準拠する。
設備機器の耐震クラス「A」、重要機器：給水機器（水槽類、ポンプ類）、防災設備

空調設備について

- ・設置費用や維持管理を考え、個別の電気式空冷ヒートポンプパッケージ方式とし、外気負荷は外気処理エアコンもしくは全熱交換器にて処理するものとする。
- ・炉前ホールおよび待合室は会葬によって利用人員が異なるため、室ごとに冷暖房の切り替えができる系統分けをするものとする。
- ・室内機仕様は、部屋の意匠性、メンテナンス性に合わせ天井カセット型、天井埋込型を検討する。

- ・火葬炉室はスポットエアコンを採用するなどし、作業に応じて運転を行い、職員の作業環境に配慮するものとする。

衛生器具設備について

- ・節水型器具を選定し、小便器の個別センサーや洗面器の自動水栓等の採用を検討する。
- ・多目的トイレはオストメイト対応を予定する。

(5) カーボンニュートラルへの対応

火葬炉設備自体が高温となり、炉室はかなりの高温となる。また火葬炉からの排ガスは200℃となることから、炉室や火葬炉設備からの排熱利用を検討する。

太陽光発電システムについては、冬季は日射が期待できないこともあり、設置については費用対効果を含め、基本設計時に全体の設備計画と合わせて検討するものとする。

将来のエネルギーの転換を見据え、水素利用を含め、設備の更新がしやすいものとする。

(6) 業務継続計画（BCP）

感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になる。

まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要となる。

BCPの特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要であるが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられる。内閣府による「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—平成25年8月改定」では、以下のとおり定義されている。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

斎場では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、火葬サービスが困難になると考えられる。

建物設備の損壊や社会インフラの停止に対する対応として、下記対応を行うものとする。

① 建物設備の損壊に対して

建物及び設備の耐震性能を高める。

② 社会インフラの停止に対する対応

非常用発電設備の設置により、停電時でも火葬を継続できるようにする。

火葬燃料として予定している都市ガスの供給停止に関しては、予備バーナユニットによ

り、火葬を終了させる。

大雨に対する浸水に関しては、受変電設備と非常用発電設備を2階に設置することが望ましいが、そうではない場合でも、早期復旧に対応できるよう構造を工夫する。火葬炉設備も浸水があった場合でも早急に復旧できるものとする。

③ 感染症に対する対応

多くの斎場で、新型コロナウイルス感染症対策として、人数制限や場内での飲食が制限された。感染症対策の防止として、室内の換気能力の向上や、感染者の火葬に対する対応として、密閉度を高めた火葬炉設備や、一般と感染者の場合のルートに分けるなど、感染症対策についても検討を行う。

3 外部・空間計画

(1) 外部計画

斎場は、遺族や会葬者にとって故人とお別れをする大切な場所である。本来斎場がもつべき別れの場、葬送の場となるように配慮する必要がある。敷地は古川原工業団地内にあるが、周囲は田園が広がる場所である。周辺との調和を図るため敷地周囲にフェンスなどを設け、建物の高さを抑えるなど周囲の景観に馴染むように配慮する。

(2) 空間計画

火葬場での葬送の所作は、その地域での慣習、設置者の考え、宗教儀礼などにより一様ではない。火葬場の空間計画は、一連の葬送行為を行うことができる場所を設けるとともに、それぞれに要求されている豊かな空間を造り出す事が不可欠である。

外部空間、建物の外部デザインはもとより、特に車寄せ及び玄関、告別スペース、炉前及び見送りスペース、収骨スペース及び待合室などの諸室について留意する必要がある。

空間計画にあたっては、その地域の現状を把握することが第一歩で、要求される機能を理解したうえで、葬送の場としてふさわしい内部空間計画が求められる。会葬者が利用する空間については、ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも使いやすい施設とする。

① 車寄せ・玄関部分

火葬場に到着する会葬者集団は、柩、遺族、僧侶などの宗教者、参列者、葬儀業者からなる。火葬場への到着は霊柩車を先頭に車を列ねて到着する場合が多い。

そのため、車寄せの庇を大きくゆったりと設け、雨天時や降雪時にも、車両の乗降に支障がないように計画する。また、エントランス部は、風の影響に配慮するとともに、風除室を設け、空調負荷低減を図る。

床は柩を載せた運搬車が移動するため、段差の無いことが望ましく、車椅子の利用があることも考慮する。(写真 4-5)



写真4 大屋根方式とした車寄せ（三次市斎場）



写真5 床の段差を無くした車寄せ（音更町火葬場）

② 炉前・収骨スペース

炉前・収骨スペースは、会葬者全員が幅とゆとりをもって集まることのできる十分な広さを確保する。また、台車の移動が伴うため、床の仕上げに留意し、ゆったりとした作業スペースを確保する。収骨室を設けない場合は、収骨時に支障がないよう熱気対策などに留意し、焼香の際の線香などの臭いに対応するため、十分な換気ができるよう配慮する。

炉前ホールは柩（遺体）との最後のお別れの場となるため、葬送の場にふさわしい質の高い空間設計が求められるが、華美過ぎないようにするとともに、公共施設であるため特定の宗教・宗派の様式に偏ることは避ける。

内部の仕上げとして、火葬炉が並ぶ処理場的なイメージをなくし、火葬炉を意識させない意匠や、明るく開放感が感じられる室などとする。告別や収骨の際の荷物置場や火葬中炉前で待ちたい人のためにベンチを設置する。（写真 6-7）



写真6 大開口を設けた炉前（伊豆の国市斎場）



写真7 ベンチが設けられた炉前（せせらぎの風）

③ 待合室・待合ロビー・授乳室

火葬中は、一旦葬儀場所に戻ることが多いが、斎場で待つことも想定し、火葬炉数と同数の待合室と待合ロビーを設ける。待合室は椅子主体とした洋室とし、木材を使うなど明るく温かみのある空間とする。待合室で飲食を行う場合もあるため、給湯室を設ける。待合室、給湯室ともに床や壁材は維持管理がしやすいものとする。

遺族は看取りから火葬までの短時間に儀式が続き、その間は常に緊張感が続くことになる。心安らぐ空間を設けるとともに、今後、多様化していくことが想定される葬送形態に対応できるよう、待合室及び待合ロビーは極力フレキシブルな使い方ができ、大人数に対

応できるよう2室での利用が可能としたり、改修がしやすいようにする。(写真8-9)

また、乳児を連れた会葬者のために、授乳室を設置する。授乳室はプライバシーが守れるよう個室とする。(写真10)



写真8 フレキシブルな待合空間(伊豆の国市斎場)



写真9 少人数個別空間となるラウンジ(越生斎場)



写真10 個室型とした授乳室(三次市斎場)

④ 作業室・制御室・事務室

作業室は、作業環境を良好に保つことが必要であるため、騒音、粉じん、室内温度に配慮する。採光、換気を十分にし、室内の色彩を明るく清潔にし、作業員の作業動線は必要以上に複雑にしないようにする。制御室は作業員の動線を考え作業室の一角に設け、できるだけ、操作機器が一望できる位置とする。

事務室は、敷地全体、会葬者の出入口や葬送の動きを把握できることが必要であり、適切な位置に配置する。

4 施設計画案

(1) 新斎場建設エリア

現斎場を稼働しながら新斎場を建設するため、新斎場の建設エリアは図 21 に示す水色部分とする。



図 21 新斎場の建設エリア

(2) 新斎場設置例

新斎場の配置例を図 22 に示す。



図 22 新斎場の配置例

- ・火葬炉エリア（火葬炉設備、火葬炉設備機械室等）
- ・火葬儀式スペース（告別、収骨、エントランス等）
- ・待合スペース（待合室、待合ホール、トイレ、授乳室等）
- ・事務スペース（事務室、書庫等）

（3）改修工程

現斎場を稼働しながら新斎場を建設するため、改修工程例を図 23 から図 26 に示す。

① 第一段階

霊媒塔解体、現況外構解体、設備切り回し、付帯建物解体



図 23 第一段階

② 第二段階
新斎場建設

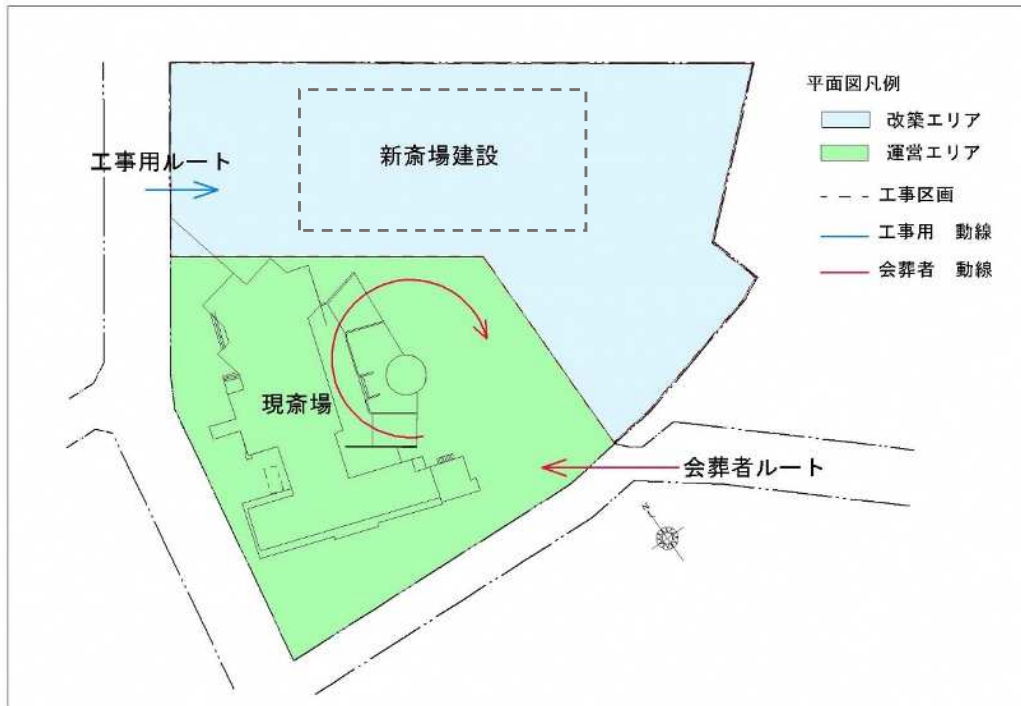


図 24 第二段階

③ 第三段階
新斎場車寄せ工事、工事区画盛替え、外構工事

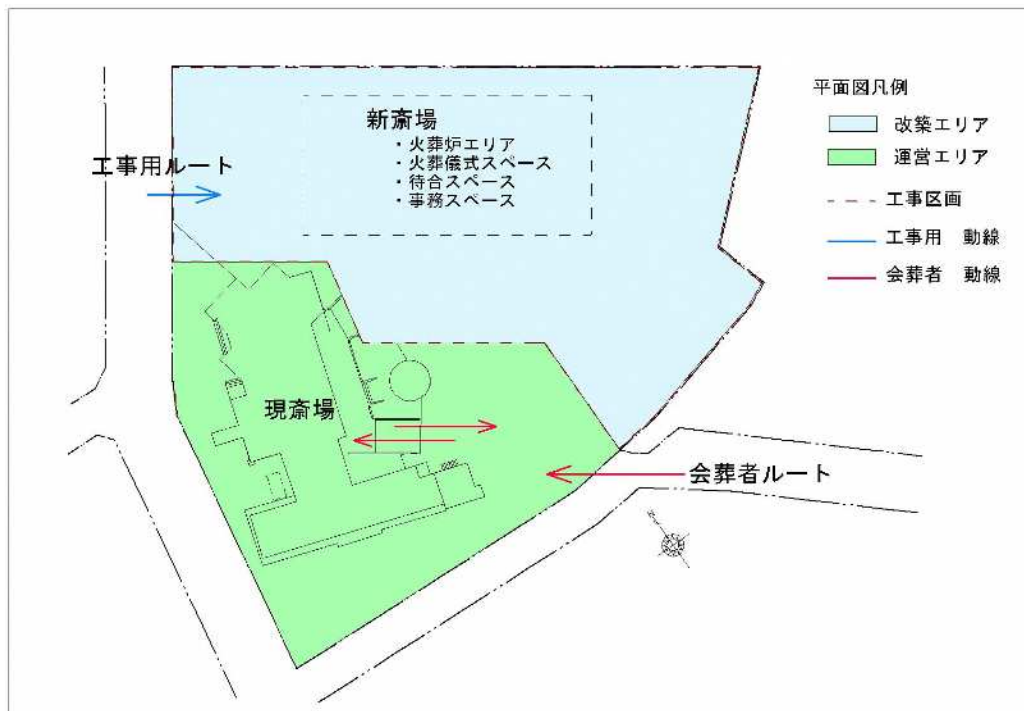


図 25 第三段階

④ 第四段階

新斎場供用開始、現斎場解体、外構工事

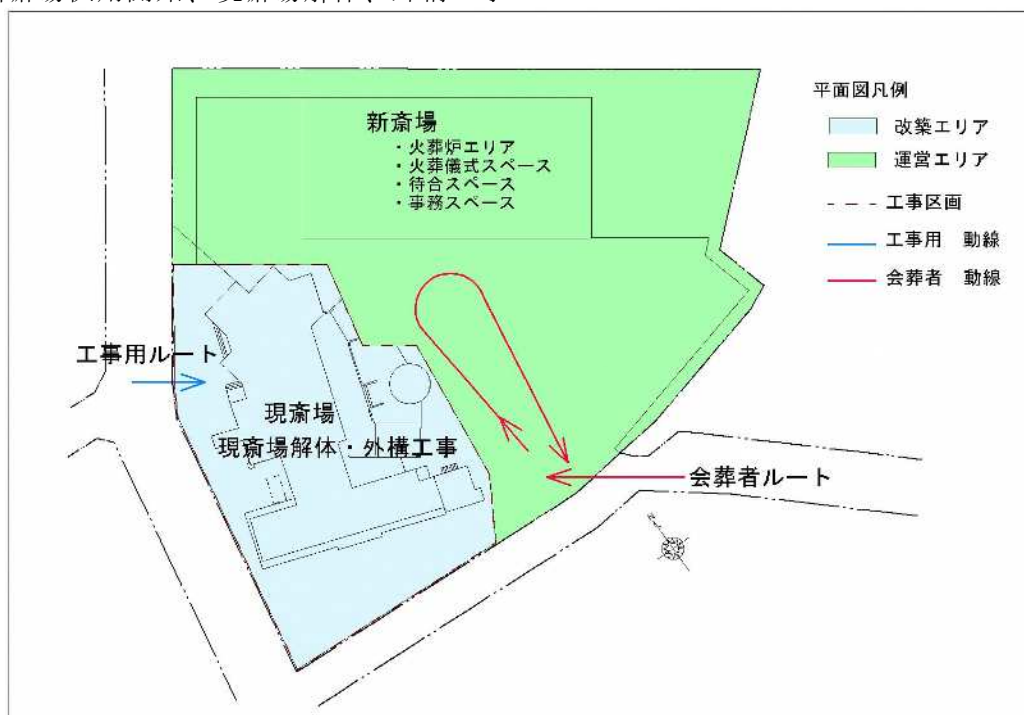


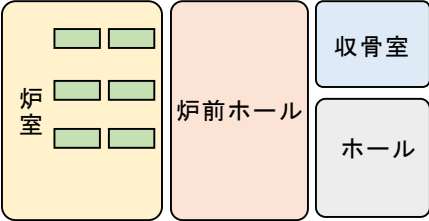
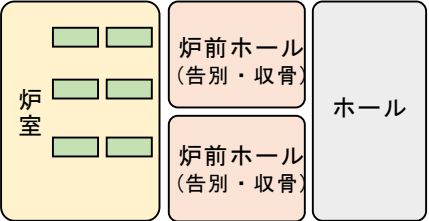
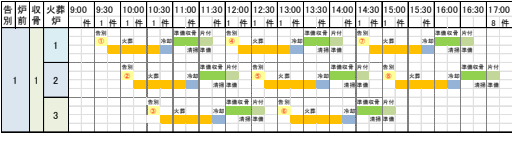
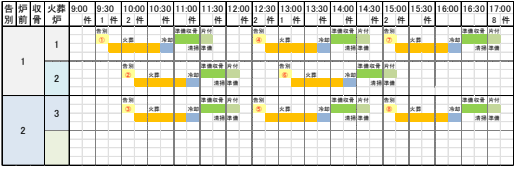
図 26 第四段階

(4) 改修案の比較

炉前ホールの構成を、表 30 のとおり、火葬炉 3 基で 1 炉前ホール+収骨室 1 室 (案 1) と、火葬炉 3 基で 2 炉前ホール (収骨室無) (案 2) とした 2 案として、平面構成の比較を行った。2 案とも将来の稼働しながら火葬炉設備の更新ができるよう、1 基分の予備スペースを設ける。

火葬炉 3 基で 3 炉前ホールについては、予備スペースを設けた場合、1 炉分が無駄な空間となり、案 2 と差が少ないため計画案から除いた。

表 30 平面構成の検討

	案 1	案 2
平面構成		
炉前ホール構成	火葬炉 3 基で 1 炉前ホール	火葬炉 3 基で 2 炉前ホール
収骨室	1 室	無し（炉前ホールで収骨）
火葬タイムスケジュール		
受入数	8 件の火葬受付時間 9:30～15:00 火葬炉の運転間隔 2 時間半 10:00～13:00 の時間帯の受入数 5 件	8 件の火葬受付時間 9:30～15:00 火葬炉の運転間隔 2 時間半～3 時間 10:00～13:00 の時間帯の受入数 5 件
火葬受入	30 分間隔で 1 件ずつの受入れ	時間帯によっては同時 2 件の受入れ可
収骨方法	収骨室に火葬台車を運搬車に移動して台車上から収骨を行う	炉前ホールで運搬車に火葬台車を引き出し台車上から収骨
斎場で待たない場合の収骨対応	収骨の順番が変わる可能性がある場合、火葬炉前室で順番対応を行うか、炉前ホールを区切り収骨スペースとして対応	二つの炉前ホールがあり、火葬炉の運転間隔も確保されており、対応しやすい
柩運搬車台数	1 台でも運営可能であるが、時間順守が条件となり、次の受入れ対応を考えると 2 台が望ましい	同時受入れが 2 件の場合があるので、2 台必要
収骨用台車運搬車台数	1 台でも運営可能であるが、時間順守が条件となり、火葬中一旦戻るときの対応を考えると 2 台が望ましい	同時受入れが 2 件の場合があるので、2 台必要
スケジュール遅延変更への対応	火葬予約時間での到着が厳守となり、告別や収骨も設定時間内に終わることが求められる	到着の遅延や火葬スケジュールの変更に 対応しやすい
事業費	面積の差が少ないためほとんど差が無い	
運営費	同じ人数の運営となるため、差が無い	
全体	柩運搬車及び台車運搬車を 1 台で運営が可能で、費用を抑えることが可能であるが、スケジュール通りの運営が必要	到着の遅延や火葬スケジュールの変更に 対応しやすいが、柩運搬車や台車運搬車 がそれぞれ 2 台必要

案 1（火葬炉 3 基で 1 炉前ホール+収骨室 1 室案）は、柩運搬車及び台車運搬車を 1 台で運営が可能で、費用を抑えることが可能であるが、スケジュール通りの運営が必要となる。

案 2（火葬炉 3 基で 2 炉前ホール案）は到着の遅延や火葬スケジュールの変更に
対応しやすいが、柩運搬車や台車運搬車がそれぞれ 2 台必要となる。

平面構成の違いが少なく配置人員も変わらないため、事業費及び運営費についてはほとんど差が無い。

第5章 事業スケジュールと概算事業費

1 事業スケジュール

想定される事業スケジュールを図 27 に示す。

今後の事業スケジュールは令和 5（2023）年度に基本設計、令和 6（2024）年度に実施設計、令和 7（2025）年度～令和 8（2026）年度に建設工事及び火葬炉設備工事を行い、開設準備、引越しの後、令和 9（2027）年度より供用開始する予定である。

その後、令和 9（2027）年度に旧斎場解体工事を行い、令和 10（2028）年度に外構工事及び駐車場整備を実施し、完成となる。

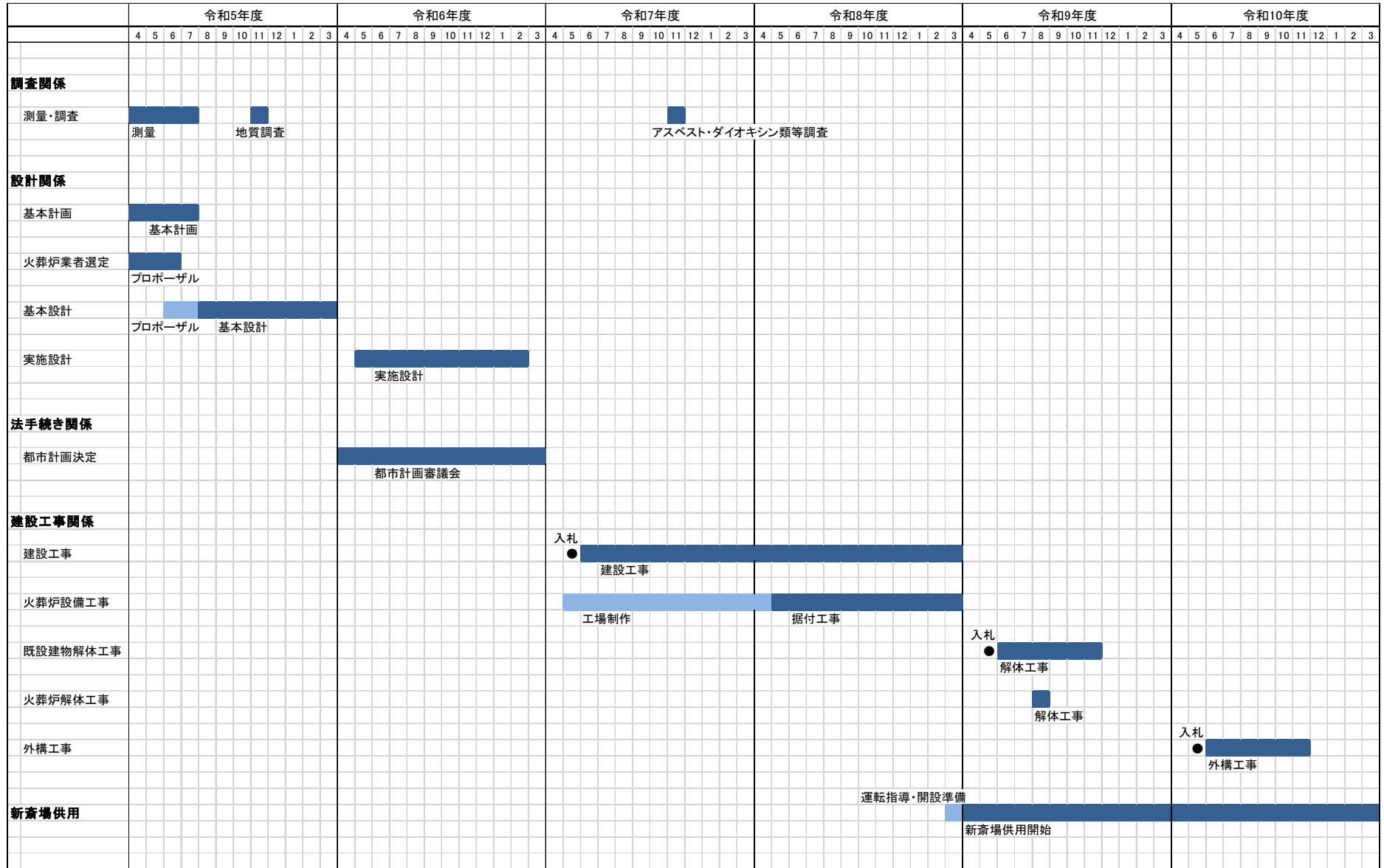


図 27 事業スケジュール

2 概算事業費

想定される建設関係及び備品什器等の概算事業費を表 31 に示す。
測量等の調査及び基本設計・実施設計に係る費用は除く。

表 31 概算事業費

項目	概算費用 (千円)	備考
建設工事関係	972,000	
新斎場建設工事	660,000	電気・機械設備工事含
火葬炉設備工事	180,000	火葬炉 3 基
既設建物解体工事	44,000	
火葬炉解体工事	22,000	
外構工事	66,000	
備品什器等	28,000	
備品什器等	28,000	
合計	1,000,000	
合計 (税込)	1,100,000	消費税 10%

税抜きの建設工事関係費用として、新斎場の建設工事 660,000 千円（電気・機械設備工事含）、火葬炉設備工事 180,000 千円、既設建物解体工事 44,000 千円、現斎場の火葬炉解体工事 22,000 千円、外構工事 66,000 千円で、計 972,000 千円となる。

備品什器等として 28,000 千円を合計し、巻斎場整備に係る概算事業費は、総額で 10 億円（税抜）と想定される。

資料編

○新潟市墓地，埋葬等に関する条例

平成12年3月28日条例第10号

改正

平成17年9月30日条例第139号

平成20年9月30日条例第58号

新潟市墓地，埋葬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は，墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行について，必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の基準)

第2条 市長は，地方公共団体及び地方公共団体が全額出資している公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人（以下単に「公益法人」という。）に墓地，納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営を許可することができる。ただし，市長が特別の事由があると認める場合は，宗教法人及び公益法人（地方公共団体が全額出資している公益法人を除く。）並びにその他のものに墓地等の経営を許可することができる。

2 前項の規定は，墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る変更の許可について準用する。

(経営許可の申請)

第3条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は，次に掲げる書類を添えて，規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地付近の見取図（半径100メートル以内のもの）
- (2) 申請地の土地の登記事項証明書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあつては，申請地が借地の場合，その所有者の使用承諾書
- (4) 申請地の公図の写し
- (5) 墓地にあつては，申請地の土地実測図及び墓地の計画図
- (6) 納骨堂又は火葬場にあつては，施設の設計図，設計仕様書及び配置図
- (7) 他の法令等により許認可等を必要とする場合は，それら許認可書等の写し
- (8) 第8条第1項第1号の場合にあつては，その同意書
- (9) 申請地の隣接地の所有者及び使用者の墓地等設置の同意書。ただし，この同意書を添付できない場合は，その理由書
- (10) 申請者が宗教法人又は前条第1項ただし書に掲げる公益法人の場合は，次に掲げる書類
 - ア 法人の登記事項証明書
 - イ 宗教法人規則又は寄附行為の写し
 - ウ 許可申請に関して意思決定をした旨を証する書類
- (11) 地方公共団体以外の申請者にあつては，墓地等の造成又は建設に関する資金計画書，収支予算書及び維持管理の方法を明らかにする書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

(変更許可の申請等)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は，次に掲げる書類を添えて，規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 変更に係る前条各号に掲げる書類及び図面
- (3) 改葬を必要とする場合は，法第8条の規定による改葬許可証（以下「改葬許可証」という。）の写し又は改葬が完了したことを証する書類

2 墓地等の経営者は，前条若しくは前項の規定により申請した事項又は第7条の規定により届け出た事項（許可を要するものを除く。）に変更があつた場合は，変更事項を証する書類を添えて，規則で定める届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

(廃止許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は，次に掲げる書類を添えて，規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 改葬を必要とする場合は，改葬許可証の写し又は改葬が完了したことを証する書類
- (2) 申請者が宗教法人又は第2条第1項ただし書に掲げる公益法人の場合は，許可申請に関して意思決定をした旨を証する書類

(工事完了届出及び検査)

第6条 法第10条の許可を受けた者は，工事完了後，規則で定める届出書を市長に提出し，その検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた墓地等の経営者は，第9条に規定する構造設備の基準に適合していると市長が認めた後でなければ，当該墓地等を使用してはならない。

(みなし許可による届出)

第7条 法第11条の規定により、法第10条の規定による許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、規則で定める届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業の認可を証する書類
- (2) 第3条第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第12号に掲げる書類
(設置場所の基準)

第8条 墓地等の設置場所は、人家、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設からおおむね50メートル以上離れていること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) おおむね50メートル未満の範囲内にある人家にあつては所有者及び使用者から、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設にあつては施設の所有者及び経営者から墓地等の設置の同意を得た場合
- (2) 既存の墓地において、その隣接地に墓地を拡張する場合
- (3) 既存の墓地の区域内又は寺院等の敷地内に納骨堂を設ける場合
- (4) 既存の納骨堂又は火葬場を増改築する場合

2 墓地の用地は、自己所有地であること。ただし、法第10条第1項の許可又は同条第2項の変更の許可を受けた後、自己所有地になることが明らかな場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第9条 墓地等の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、これらの基準により難しい場合で、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障ないと認める場合は、これらの基準を緩和し、又は適用しないことができる。

(1) 墓地

- ア 周囲は、美観を呈する塀又は密植した生け垣で囲み、外部と区画すること。
- イ 墓地内の通路の幅員は、支障なく墓参することができるように、おおむね1メートル以上とすること。
- ウ 墓地内外に雨水及び排水が停滞しないような措置をとること。
- エ 給水設備及びごみ置場を設置すること。
- オ 必要に応じ、門扉、管理事務所、休憩所、便所、駐車場、緑地帯等を設置すること。

(2) 納骨堂

- ア 構造は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造とし、堂内の納骨設備には、同法第2条第9号に規定する不燃材料を用いること。
- イ 出入口及び堂内の納骨設備には、施錠装置を設けること。
- ウ 堂内には換気及び照明設備を設けること。

(3) 火葬場

- ア 周囲は、美観を呈する塀又は緑地帯で囲み、外部と区画すること。
- イ 場内に適切な広さの事務室、灰置場その他必要な附属施設を設けること。
- ウ 灰置場の出入口には施錠装置を設けること。
- エ 火葬炉には十分な能力を有する防臭及び防塵(じん)設備を設けること。

(埋葬の基準)

第10条 埋葬する場合の墓穴の深さは、2メートル以上とし、かつ地下水の影響により死体の酸化を妨げる場所であってはならない。

(管理の基準)

第11条 墓地等の経営者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等を清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 施設が破損した場合は、速やかに修理すること。

(改葬許可の申請)

第12条 法第5条第1項の規定により、改葬の許可を受けようとする者は、埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を添えて、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

巻斎場の葬送行為の流れ

1 調査概要

巻斎場での葬送行為の状況を把握するとともに、施設の動線などの課題を明らかにし、施設計画に必要な基礎資料を得るため、火葬状況や使われ方について令和3（2021）年8月現地調査を行った。

2 調査結果

巻斎場には葬儀式場が設置されておらず、葬儀・告別式は他の葬儀会場で行い巻斎場では火葬のみを行う。

- ・調査当日の火葬予約は10:30が1件であった。

(1) 葬者集団と葬列車両の構成

告別及び見送り時の葬家の会葬者集団の構成と葬列車両の構成を表32に示した。

表32 調査時の告別・見送り時の会葬者集団と葬列車両の構成

	喪家名	会葬者集団の構成	葬列車両の構成
1	A 家	会葬者7名、僧侶1名、葬祭業者1名 計9名	洋型霊柩車（黒）、マイクロバス1台、乗用車2台（内 僧侶1台、葬祭業者1台）

□告別時の会葬者集団の構成

- ・告別時の会葬者数は7名で、僧侶は1名であった。
- ・火葬場担当者へのヒアリングによると喪家は僧侶をほぼ帯同しているとのことであった。

□葬列車両の構成

- ・洋型霊柩車を先頭にマイクロバス1台で到着した。
- ・僧侶も自ら乗用車を運転して来場し、炉前ホール横の駐車場にて車の中で霊柩車の到着まで待機していた。
- ・葬祭業者も乗用車で来場した。

(2) 葬送行為の状況

各会葬者集団における火葬場内での葬送行為の流れと時間を表34に示した。

□到着準備

- ・職員は炉前ホールにある焼香台を移動設置し、手動の柩台車を玄関ホールへ移動させ霊柩車の到着を待つ。
- ・コロナ禍のため、待合室の利用を遠慮して頂いているため、待合室での飲食の準備はない。

※ 待合室は当初和室2室であったが、昭和62(1987)年の増築時に和室を2室増設し、計4室となっている。

全て和室であることから、平成2(1990)年に洋室のホールを増設している。



写真 11 祭壇を置き火葬台車を炉前に引出す



写真 12 炉前ホール入口に柩運搬車を移動

表 33 調査日の会葬者集団における葬送行為と時間

喪家名	A家	
火葬予約時間	10:30	
僧侶が到着した時刻	10:08	
霊柩車が車寄せに停車した時刻	10:16	職員2名と葬儀社・霊柩車運転手の計4名で霊柩車より手動台車へ柩を載せ替え炉前ホールへ運ぶ
会葬者の車が車寄せに到着した時間	10:16	
柩が告別ホールに安置された時刻	10:19	
読経・告別を始めた時刻	10:20	僧侶が焼香台の蠟燭に火を灯し読経する。コロナ禍の為焼香禁止。拝顔のみ行う。
読経・告別が終了した時刻	10:22	柩の上に置いてある花束を柩の中に収める
柩が炉前に移動した時刻	10:23	職員2人で炉内台車へ柩を載せ替える
柩を火葬炉内に納めた時刻	10:24	職員が収骨時間の案内をする
最後の人が炉前ホールを退室した時刻	10:25	待合室は利用せず、一旦火葬場を退出する。骨箱は火葬場へ預け、写真と位牌は持ち帰る。
会葬者が退場した時刻	10:26	
炉の扉が開き焼骨を引き出した時刻	11:35	消火後火葬炉の中で冷却。火葬炉から炉前ホールに台車を引き出し燃え残りを取り除き、整骨トレイへ焼骨を並べる。収骨室へトレイを移動する。
会葬者の車が車寄せに到着した時間	11:50	
会葬者が収骨室に入った時刻	11:51	職員は収骨には同席しない。
会葬者が収骨を始めた時刻	11:53	葬祭業者が収骨の説明を行う。二手に分かれ骨箱へ納める。
会葬者が収骨を終えた時刻	12:05	
葬祭業者が収骨を終えた時刻	12:11	会葬者が収骨を終えると葬祭業者が収める。
葬祭業者が喪主に骨壺を渡した時刻	12:13	骨箱を布で包み渡す
最後の人が斎場を退場した時刻	12:15	収骨が終わると順にマイクロバスに乗車

到着から告別・見送り、待合、収骨、退場までの葬送行為は次のような状況であった。

① 到着時の状況

- ・車寄せに霊柩車が到着する。マイクロバスが続く。
- ・職員2名と葬祭業者、霊柩車運転手4名が霊柩車から柩を柩運搬車へ載せ替える。手動で柩運搬車を炉前ホール中央の焼香台後ろへ移動する。
- ・持ってきた遺影、位牌は焼香台に置かれる。骨箱はホール隅の台へ置かれる。
- ・柩の蓋をずらし、拝顔出来るように準備する。

② 告別・見送り時の状況

- ・僧侶は蠟燭を付け読経を行う。会葬者は1列に並び焼香はせずに拝顔してから元の位置に戻る。
- ・全員の拝顔が済んだあと、職員が柩の上の花束を柩の中へ入れ蓋を閉める。
- ・柩運搬車を炉前へ移動し、職員二人で耐火台車へ柩を載せ替える。会葬者全員で合掌の上火葬炉へ入る柩を見送る。
- ・見送りが終わると、収骨の予定時間を口頭で伝える。炉前ホールの出口から退出し、マイクロバスに乗り込み、火葬場をあとにする。
- ・告別・入炉後すぐに会葬者及び僧侶は退出する。
- ・コロナ禍に関係無く斎場で待たないケースもあるが、現在はコロナ禍のため感染予防のため斎場で待ってもらわず、収骨時に再度来場いただくようお願いしている。

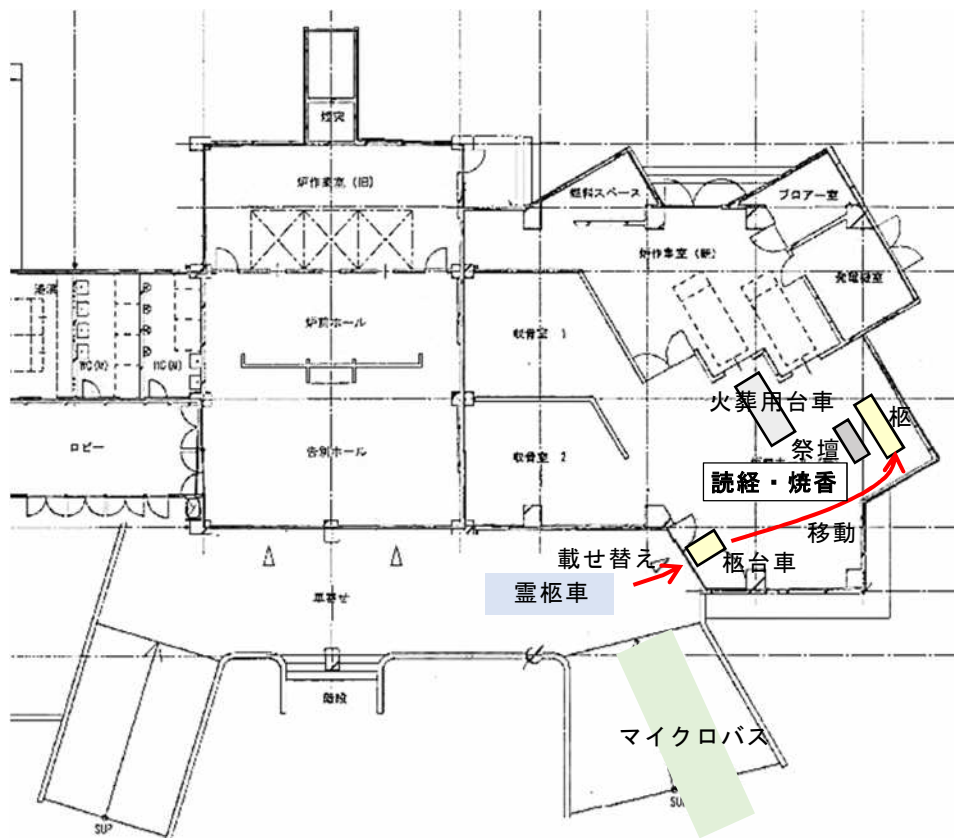


図 28 霊柩車からの柩受入から読経・告別（新火葬炉使用の場合）

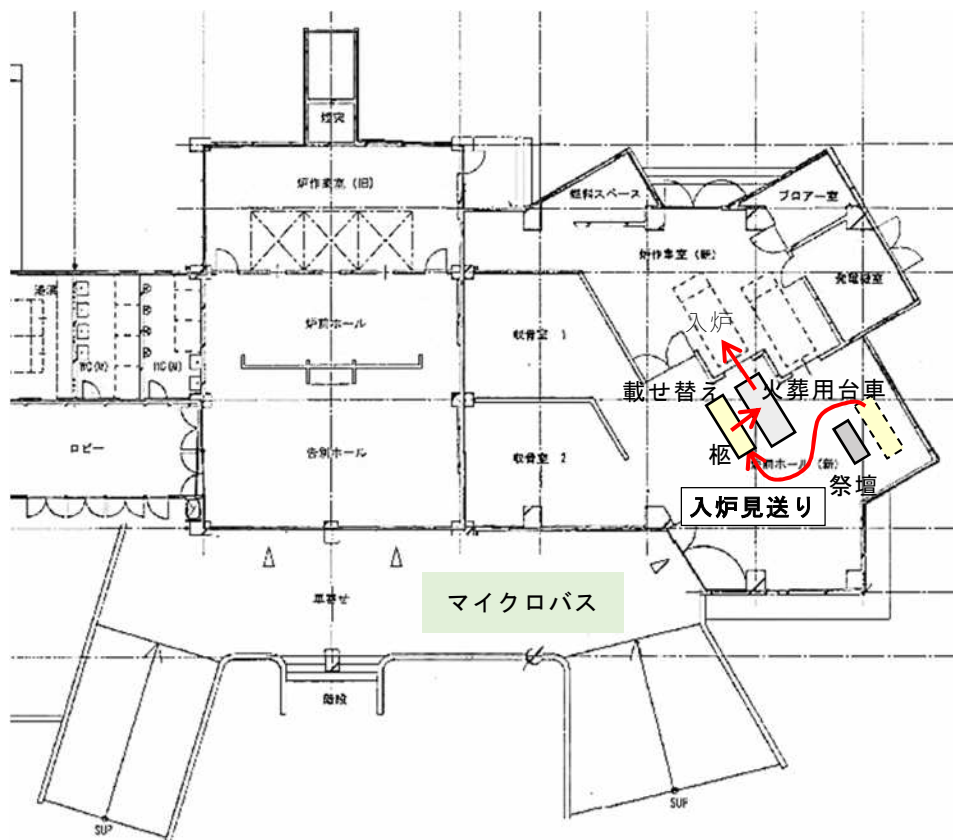


図 29 読経から入炉見送り（新火葬炉使用の場合）

③ 待合時の状況

- ・売店は無い。コロナ禍以前は、葬祭業者が持ち込んだ折詰め弁当や乾き物のつまみや飲み物を待合室で頂きながら収骨時間まで待つ会葬者が多かった。
- ・コロナ禍にある現在は、給湯室に設置されている茶器やポットの使用も禁止されており、待合の人数も1 喪家につき 16 名までと制限している。
- ・火葬場の待合室は使用せずに、一旦葬儀場所へ戻っていただくようお願いしている。
- ・新火葬炉と旧火葬炉では火葬時間には大きな差がある。収骨までの時間は新火葬炉を使用した場合は 90 分で、旧火葬炉を使用した場合は 150 分ほどかかる。

④ 収骨準備

- ・前室が無い場合、火葬炉内で 20 分冷却を行う。
- ・火葬炉の扉を開き、炉から耐火台車を引き出し、炉前ホールで燃え残りを取り除き、喉仏や頭蓋骨など焼骨を身体の上部と下部に分類しながら、職員が焼骨を収骨トレイへ移す。
- ・全ての焼骨を移した終えた後、直ぐに耐火台車の清掃を行う。
- ・清掃が終了すると耐火台車を火葬炉内へ収め、収骨トレイを収骨室に移動する。
- ・喪主は焼骨の確認を行わない。
- ・職員は事務室で待機している。



写真 13 職員が炉前で収骨トレイに移し替える



写真 14 収骨室で葬祭業者の主導で収骨する

⑤ 収骨時の状況

- ・斎場はマイクロバスで到着した。僧侶は帯同せず、人数は告別時と同じ7名であった。
- ・会葬者は葬祭業者の案内で、正面玄関から収骨室へ入る。
- ・収骨には職員は立会わない。葬祭業者が収骨に関する説明を行い、喪主から順番に左右二列に並び、相箸で焼骨を拾い、骨箱に納める。
- ・骨箱に焼骨を納めると、親族は収骨トレイの横で葬祭業者が全ての焼骨を骨箱に納めるのを待っている。
- ・収骨室の台上で骨箱にカバーをかけ、遺族に渡す。一緒に遺影と位牌が渡される。
- ・全員が正面玄関から出て、マイクロバス若に乗り込み火葬場を後にする。

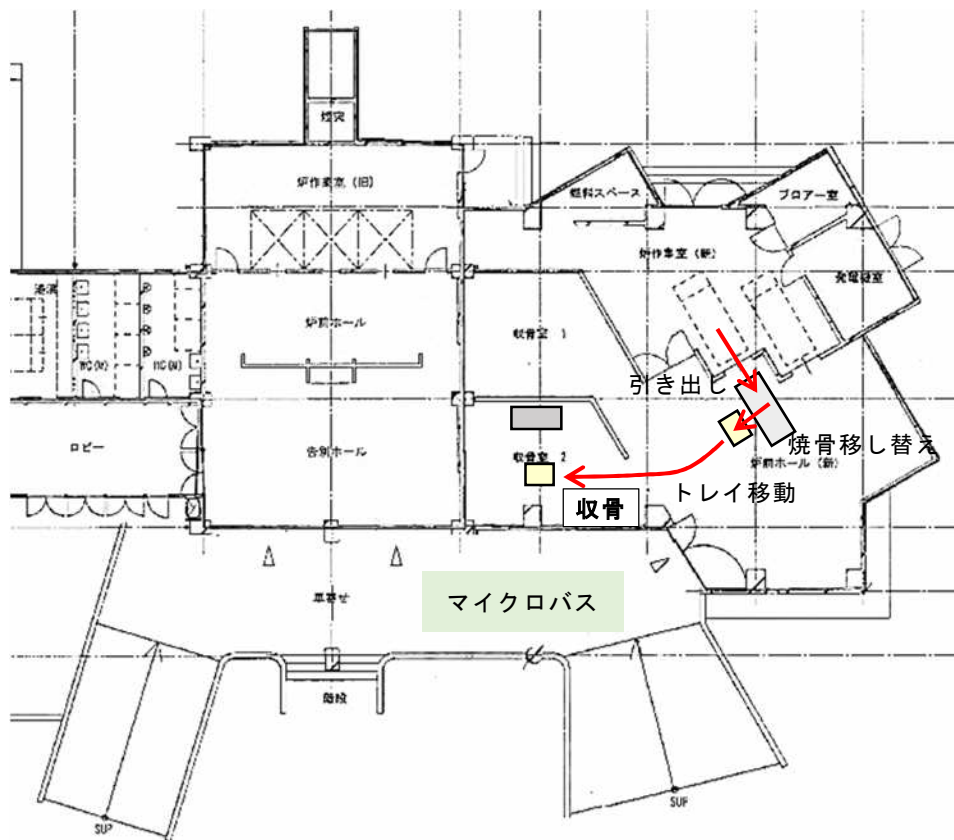


図 30 収骨準備から収骨（新火葬炉使用の場合）

(3) 葬送行為の経過時間

調査日の葬送行為の経過時間を表 34 に示した。

表 34 調査日の各葬送行為の時間

葬送行為等	A家
会葬者数（人）	7
火葬予約に対する到着時刻（分）	14
告別・見送り時間（分）	5
待合時間（分）	84
収骨時間（分）	22
総時間（分）	119

- ・火葬予約時間が火葬炉の着火時刻であるため、予約時間前に到着している。火葬予約に対する到着時刻は 14 分前であった。
- ・告別時間は 5 分であった。
- ・待合時間は 84 分であった。
（一旦火葬場を退場し収骨のために火葬場へ戻るまでの時間）
- ・火葬時間は 51 分で、炉内冷却時間は 20 分間取っている。
- ・収骨時間は 22 分であった。
遺族が収骨を行う前に入る前に、葬祭業者の担当が収骨方法や焼骨の説明を丁寧に行っていた。
- ・斎場に会葬者が到着してから、一旦火葬中に中座した後、再度斎場を訪れ収骨を終えて退場するまでの時間は 119 分であった。

(4) 駐車場の状況

- ・会葬者はマイクロバスで到着することが多く、コロナ禍により会葬者も制限していることもあり、駐車スペースには余裕がみられる。